

提出された意見等の概要とこれに対する考え方(案)

案 件 名 : 兵庫県特別支援教育第三次推進計画(素案)
 意見募集期間 : 平成31年1月25日(金)～平成31年2月14日(木)
 意見等の提出件数 : 545件(219人)

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
1	概要	I 1(1) ③	概要 版	「特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善」は小・中学校にも○が必要である。		[ご意見を反映しました] 小・中学校にも○を付けました。
2	全体的なこと		37	巻末に国の法制度の動向が紹介されているが、学校教育に関係する「障害者虐待防止法」(H24年10月施行)を追加すべき。		[ご意見を反映しました] 「障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況の変化」(p37)の国の動向に追加しました。
3	全体的なこと		39	「特別支援学校設置状況」の知肢欄の神戸市立いぶき明生支援学校について、幼稚部が空欄ですが、肢体部門に幼稚部を設置しているの○(マル)が入ると思います。		[ご意見を反映しました] 神戸市立いぶき明生支援学校の幼稚部欄に○(マル)を入れました。
4	全体的なこと			各取組の「現状」と「課題」は、整理されるとポイントが明確になると考えます。		[既に盛り込み済みです] できるだけ「現状」→「課題」の順になるよう配置し、「課題」を踏まえた「推進方策」を示しました。
5	全体的なこと	(2)②		積極的に不適切な指導の根絶について方針を示すべきではないかと考えます。		[既に盛り込み済みです] 「障害者理解、多様な人々が共に生きる社会の実現についての理解を深めるため、PTAや教員、地域住民等を対象としたフォーラムを開催する。」(p35)と記載しています。
6	全体的なこと			計画全体の趣旨実現のためにはまず、県立特別支援学校がコミュニティ・スクール化することが一番の近道だと考えます。そのためには、地域の自治会や保護者、学識経験者、関係機関の職員等からのなる「学校運営協議会」を立ち上げる必要があります。		[今後の検討課題とします] 「地域住民等と連携・協働して学校を運営する仕組みについて検討する。」(p34)と記載しています。
7	全体的なこと			推進方策であげられていることは、どれも素晴らしい必要なことだとは感じる。しかし、今の学校現場で、働き方改革と言われる今、誰が実施するのかという視点が全く欠けている。実施するために、現場の実情を踏まえ、人員を増やすなどの必要な措置をとってこそその計画と感じた。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
8	全体的なこと			「特別支援学校在籍幼児児童生徒数やその推移」については、このような重要データこそ計画本体の現状課題のトップの位置に整理すべき。		[考え方を説明します] 児童生徒数やその推移は特別支援学校の整備等に関わるデータであるため、3 教育環境整備の推進の中に記載しています(p25)。
9	全体的なこと			現行計画に係るこれまでの推進状況や達成状況等については、グラフやデータを用いて視覚的にわかりやすく説明してほしい。		[考え方を説明します] 第二次推進計画評価検証委員会報告に進捗状況等のデータを記載していますので、ご参照ください。
10	全体的なこと			知的障害者への差別・虐待事件に対する課題認識と再発防止に向けた具体的な推進方策を示すべき。		[既に盛り込み済みです] 「チームとしての校園内支援体制充実研修の実施」(p17)に挙げている「管理職は、特別支援教育の視点を生かした学校経営や幼児児童生徒が安心できる学校づくり等、効果的な実践事例を共有する」取組の中で、課題認識と再発防止を図ります。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
11	全体的なこと			「推進方策」については「今後〇〇を検討する」という消極的記述を、「〇〇する」「〇〇していく」といった積極的表現にすべき。		[考え方を説明します] 現時点の取組状況等も踏まえ、検討→実施→促進・推進などの段階を設け、計画的に取組を進めていきます。
12	全体的なこと			計画の推進方策の中で「取組例」が示されているが、今後これらに積極的に取組んでいくという姿勢を示すためにも是非「推進方策」本体に整理すべき。		[既に盛り込み済みです] 取組例は教育委員会や学校、教員が推進方策を実現するために、実態に応じて工夫した取組を進められるよう記載しました。すべての推進方策が実現するよう、それぞれの取組を推進していきます。
13	全体的なこと			障害者基本法の定義を踏まえ、身体、知的、精神（発達障害を含む）等障害別に配慮した、公平でバランスのとれた「推進方策」を示してほしい。		[考え方を説明します] できるだけ障害種によって区別することなく、すべての障害種を対象と考えています。あえて「発達障害等」と記載しているものには、通常の学校の教職員に対し、特別支援学校の5障害（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）に加えて、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒も対象としていることを明確にするためです。
14	全体的なこと			他計画からの引用でなく兵庫県の計画として臨場感のあるわかりやすい推進方策として記載してほしい。		[既に盛り込み済みです] 文部科学省の施策や通知等の国の動向も踏まえて県の具体的な取組を推進していくこととしています。
15	全体的なこと			教員は職場の人間関係や仕事上の深刻な悩みを抱えているケースが多いはずなので、将来有望な教員が早期退職したり問題行動に走ることを防止するためにも「外部専門家による気軽に相談できる相談窓口」を設置すべき。		[その他] 臨床心理士により助言を受けることができる「教職員メンタルヘルス相談センター」等を設置しています。
16	全体的なこと			特別支援教育推進計画評価・検証委員会の委員名簿をみると、ほとんどが学校関係者で構成されており障害当事者（代弁者を含む）がほとんどいない。特に、知的障害児者や精神障害児者の代表者が参画していない。社会的にバランスのとれた教育行政の推進を望む。		[今後の検討課題とします] 評価・検証委員は、本県における特別支援教育の方向性について検討するため、障害当事者（代表者を含む）として、保護者や教員等、多方面から委員を選定しました。具体的な事業実施にあたり参考にいたします。
17	全体的なこと			全体をとおして保護者をどのように巻き込むのかについて、盛り込めないでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 本人・保護者を中心に据えた「縦横連携」を推進していくために、各推進方策の中で保護者との連携や保護者への説明・周知を重視しています。
18	全体的なこと			働き方改革の一環として「何かをビルドするときには何かをスクラップする」その姿を、教育委員会の皆様からぜひ見せていただきたいと思っています。		[その他] 県ではこれまでの勤務時間適正化の取組の中で効果のあった事例を「GP H50 ～ GOOD PRACTICE in HYOGO 50～」として先進事例を取りまとめました。この活用を中心とした「教職員の勤務時間適正化推進プラン」(H29.4)により働き方改革を進めていきます。
19	全体的なこと			事務仕事を効率化できるよう、教職員の事務に合うソフトウェアの開発、運用をしてほしい。教育事務の自動化を進める必要がある。		[その他] 広く教育行政に関わる課題として今後の参考といたします。
20	全体的なこと			初任者の採用について、せっかく育ってきた職員がこの地域から離れてしまいます。採用の在り方等についてもご検討願います。		[その他] 初任者の配置にかかる貴重なご意見として今後の参考といたします。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
21	全体的なこと			文部省の指針に従って、日本の学校はいろんな事にしぼられすぎていると思います。先生方が、もっと自由に“こうの方がいい”“この方が子供が伸びる”と思った時に実践できる裁量を与えてもらえることはできないのでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 教育課程等は、学校教育法施行規則に基づいた学習指導要領によって行うこととされています。その指導については、児童生徒の実態把握により目標や指導方法を本人・保護者と合意形成を図りながら、「個別の指導計画」を作成し、児童生徒の能力を最大限伸ばすことを目指した指導を行っています。
22	全体的なこと			この推進計画素案の中では、「個別」「特性に応じた」「専門的な」が強調されていますが、それらは、かえって共生社会の形成を阻害するものであり、障害のある子ども、ない子ども、できるだけ同じ場で、ともに学ぶことが、地域の共生社会の土壌をはぐくむことにつながると思われます。		[その他] 平成24年7月中教審報告によると、 ○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。 ○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。
23	第1章1策定の趣旨		1	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課などの横の連携をしていただき、未来に向けた拓かれた創造的な「兵庫はインクルーシブ教育を推進します！」と宣言していただく実施計画に修正いただけるように願います。		○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。
24	第1章1策定の趣旨		1	「インクルーシブな社会」とは真逆の状態が各地でみられ、根深い問題があると推測できる。地域社会での障害者の受け止めが不十分な中、子育てをはじめ、就学、学校生活、卒業と社会への旅立ちの各場面で大きな困難がある。こうした現状を、この計画内にも明記し、改善の必要性を強く訴えるべきであると考えている。		[既に盛り込み済みです] 本計画では「連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)」を推進し、広く県民に理解の促進を図ってまいります。(p27～)
25	第1章1策定の趣旨		1	障害者権利条約のもと「インクルーシブな社会と教育」を作ることは一体のものであると考えているが、この計画では「教育」に特化し、社会の在り方への言及が少なすぎると考える。また、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒数の著しい増加があることへの現状分析が不十分に思える。		
26	第1章1策定の趣旨		1	縦の連携についてはこれまでも意識して取り組んできましたが、横の連携については、教育委員会・学校園が主体となるということが明記され、連携の大切さをただ叫ぶのではなく、主体者が中心になって横のつながりを構築していくことを宣言されたと受け取っている。		[既に盛り込み済みです] 「トライアングルプロジェクト」実践研究事業の実施(p30)や医療的ケア運営協議会の設置(p31)など、「横の連携」を強化し、障害のある児童生徒が安心して学び、生活できる支援体制づくりを進めます。
27	第1章1策定の趣旨		1	今兵庫県が抱えている問題に対応するには、教育職全体を見通したグランドデザインをするような役割を作り、優秀な人材を登用できる仕組みを作る必要がある。		[その他] 広く教育行政に関わる課題として今後の参考といたします。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
28	第1章3計画の期間		1	今後の5年間の年次計画があれば見通しが持ちやすいかと思えます。		[今後の検討課題とします] 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画(素案)の概要」において主体を明確にしています。本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考といたします。
29	第1章4めざす将来像		2	共生社会の形成を目指すからには、「すべての子どもたちが、自己実現を図ることができ、学び合えるインクルーシブな学校づくりを推進する」視点を大切な骨格の一つとして明記すべきではないかと考えます。		[ご意見を反映しました] 4めざす将来像の一つ目を「すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができている。」としました。
30	第1章4めざす将来像		2	「安心して学ぶ」より、「自己の得意な側面を伸ばす」など前向きな文言はいかがでしょうか。		
31	第1章4めざす将来像		2	大きく3点の将来像がまとめられていますが、例えば次のような見出しで要約してみるなどはどうでしょうか。 ○【インクルーシブな学校、教室の実現】すべての学校園において・・・ ○【子どものニーズに対応できる合理的配慮の提供】障害のある幼児児童生徒が・・・ ○【切れ目のないライフサイクルにわたる支援体制の整備】学校における支援の・・・		[ご意見を反映しました] ○すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境 すべての学校園において・・・ ○個別に必要とされる合理的配慮の提供 障害のある幼児児童生徒が・・・ ○切れ目のない一貫した支援 学校における支援の・・・ としました。
32	第1章4めざす将来像		2	「適切な合理的配慮が提供され、学習することができている」とあるが、その前提条件として、「可能な限りの発達を保障するための環境整備がなされた学校で」が入るべきである。		[既に盛り込み済みです] 個別に必要とされる合理的配慮の観点として、1教育内容・方法、2支援体制、3施設設備とされています。
33	第1章4めざす将来像		2	「すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができている。」は、「連続した学びの場において、すべての幼児児童生徒が、・・・」となるべき。		[その他] 特別支援教育は、すべての学校園で組織的に取り組むべきであることを示しています。
34	第1章4めざす将来像		2	特別支援学校と特別支援学級、通級などの役割分担をより明確に示すべきではないか。		[既に盛り込み済みです] インクルーシブ教育システムにおいては、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に定める指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。それぞれの学びの場において、個に応じた指導の充実が求められています。
35	第1章4めざす将来像		2	「集団の中で安心して学ぶことができている」とありますが、学校現場は安心して学ぶことができる環境であると胸を張って言えない現状もあります。将来像の実現に向けて、学校現場・教育委員会が共に具体的な解決策を考える必要があると思いました。		[既に盛り込み済みです] 「3 教育環境整備の推進」の「(1) 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応」(p21～)と記載しています。
36	第1章4めざす将来像		2	「切れ目のない一貫した支援を受けられている」と言い切るのは目標が高すぎるのではないだろうか。まずは、各校で関係機関に連携をとれる体制を整えることを目標にしても良いのではないか。		[既に盛り込み済みです] 児童生徒が「切れ目のない一貫した支援を受けられる」ように「学校と関係機関との連携」の推進します。
37	第1章4めざす将来像		2	わかりやすく、これまでの取組をさらに高めていく方向性が打ち出されており、好印象を持てる将来像と感じます。		[その他] この将来像をめざして、「縦横連携」を推進していきます。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
38	第1章4め ざす将来像		2	色々な人。どんな障害があっても、重度でも共に学べる学校を望んでいます。		[既に盛り込み済みです] 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めてまいります。
39	第1章4め ざす将来像		2	「切れ目なく」は、「切れ目のない」の表現の方がよい。		[考え方を説明します] 文部科学省が「切れ目ない」と表記しているため、本計画でも同様の記載をしています。
40	第1章5取 組の方向 性		2	兵庫県としての姿なのか、国としての人生100年のイメージなのか…。これを通して、どのような姿を目指すのかというところがあると、尚一層イメージしやすいかと考えます。		[既に盛り込み済みです] イメージ図は兵庫県の取組の方向性(p5)を現したもので、具体的には「4兵庫県のめざす特別支援教育」(p5)にまとめています。趣旨を研修等で周知していきます。
41	第1章5取 組の方向 性		2	共生社会づくりを担う児童・生徒の育成が述べられないから方向性も明確になってこないと思います。兵庫の特別支援教育においても色々な学びの場から共生社会形成を入れるべきです。		[既に盛り込み済みです] 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」を策定し(p1)、その実現のために「連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)」を推進(p2)することを記載しています。
42	第1章5取 組の方向 性		2	イメージ図の矢印の示す方向の先に共生社会を入れていただきたい。		[考え方を説明します] このイメージ図は本人・保護者を中心に据えており、矢印の先は本人の将来と考えています。
43	第1章5取 組の方向 性		2	イメージ図にも、何とかして、現に子どもたちが学んでいる教室のありようが互いに認め合い学び合えるような表現が付加できればわかりやすいと思います。		[今後の検討課題とします] 研修等においてイメージ図を解説し、共有します。
44	第1章5取 組の方向 性		2	イメージ図に「こども園」も入れて欲しい。		[既に盛り込み済みです] 幼稚園と並べてこども園を表記しています。(p2)
45	第1章5取 組の方向 性		2	縦の連携は、就学前教育、義務教育、後期中等教育という形で、校種で表さない方が時間的な流れの中での連携が分かります。		[考え方を説明します] 「縦の連携」の矢印は時間の流れだけでなく、学校間で個別の教育支援計画等が引き継ぎ、支援をつないでいく一般的な教育制度を表しています。
46	第1章5取 組の方向 性		2	横の連携は、特に教育を大きく、かつこで(インクルーシブ教育システム)と、あげるべきでは。		[考え方を説明します] 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、教育委員会・学校が主体となって「縦横連携」を推進していくこととしています。
47	第1章5取 組の方向 性		2	I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(横の連携) II 連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実(縦の連携)にした方が良いのではと思います。		[考え方を説明します] 「縦横連携」は本人・保護者を中心に据えているので、連続性のある指導が「縦」、関係機関との連携が「横」で、本人を囲む連携の輪(横)が、本人の成長とともに矢印(縦)の方向へ進んでいくことを表しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
48	第1章5取組の方向性		2	多様な学びの場、一貫した相談・支援体制とあわせて、「4兵庫県の特別支援教育のめざす将来像」1つ目の「○」で提起されているめざすべき学校、教室そのもののありかたを明記すべきかと思えます。		[既に盛り込み済みです] 学校、教室の基礎的環境整備は個別に設定される合理的配慮に含まれると考えます。
49	第1章5取組の方向性		2	「早期から卒業後へ支えつながる」という文面よりも「就学前から卒業後へ」の方が教育関係者はイメージしやすい。		[考え方を説明します] 就学前(幼稚園等)よりも前の段階からを含んでいます。
50	第1章5取組の方向性		2	福祉との連携において教育の領域として何ができるのか、なすべきだとお考えになるのか、その可能性と限界、あるいは責任についても記載いただければと思います。		[既に盛り込み済みです] 「トライアングルプロジェクト」実践研究事業において、「家庭と教育と福祉との連携による一貫した支援を推進するため、国の「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告(H30.3)を踏まえた、モデル研究を実施し、モデル研究の成果を普及し、切れ目ない支援体制を整備することを目指します。(p30)
51	第1章5取組の方向性		2	2つの柱の実現→共生社会の実現は飛びすぎているように感じる。共生社会の実現の前にもう1つ文言を付け加えてはどうか。		[既に盛り込み済みです] 「縦横連携」の推進により、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを記載しています。(p1)
52	第1章5取組の方向性		2	合理的配慮をするための横のつながりのイメージの具体例がほしいと思いました。		[既に盛り込み済みです] Ⅱの「1 関係機関との連携による支援の充実」(p27～)に県、市町、学校それぞれの具体的な取組を記載しています。
53	第1章5取組の方向性		2	「支援の連続性」のために教育-福祉-医療-労働等の連携強化を県～市町(自治体)～各機関(現場)それぞれのレベルで進めることを謳うべきではないか。		
54	第1章5取組の方向性		2	「縦と横の連携」にまとめており、見てわかりやすく、重要性も認識しやすいので、とても良い方向性だと感じます。本人を中心に置き、保護者も近くにいるというのも、好印象に感じます。	2件	[その他] このイメージ図を活用し、「縦横連携」の推進と第三次推進計画の周知を図ります。
56	第1章5取組の方向性		2	縦の連携の3教育環境整備の推進の項目は、縦の連携の3番に位置づることが少々違和感がある。知的特別支援学校のスクールバス運行の柔軟な対応に向けての小型バスやリフト付きバス等の増備の必要性、発達障害も含めてのICT機器活用の拡充等、さらに広めの教育環境整備について集約し、タテヨコ連携と別に、第3の柱でまとめなおす方が、よりわかりやすいのではないかと考えます。		[考え方を説明します] 教育環境の整備は、多様な学びの場における教育の充実において欠かせないと考えます。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
57	第1章5取組の方向性		2	個々の方針や取り組みの方向は、「障害のある児童生徒の個々の能力を伸ばしてから、可能などころだけ共生しましょう」「専門的な指導や支援を充実させましょう」ということが主であり障害者権利条約が規定する「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」がほとんど実現されていません。		[その他] 平成24年7月中教審報告によると、 ○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。 ○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。
58	第2章 I 1 指導の充実	(1)	3	特別支援教育の充実や専門性の向上、早期の支援、ではなく、「障害がある子どももいない子どもとともに学ぶ」という視点が必要だと思えます。特別支援教育の充実をはじめ、障害児の分離教育を前面に出すのは、いかがなものかと思えます。		
59	第2章 I 1 指導の充実	(1)	3	教育委員会・学校・教職員それぞれが、「共に生き、共に学ぶ」ことをきちんと指針として示すなど、しっかりとした方向性を持って取り組むべきことである。		[既に盛り込み済みです] I の「1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実」(p3～)に教育委員会・学校・教職員それぞれの推進方策を記載しています。
60	第2章 I 1 指導の充実	(1)	3	中から高への引継ぎを一層推進するために、中学校への研修をもっと実施するべき。		[既に盛り込み済みです] 「引継ぎガイドライン等による確実な引継ぎ」(p5)に示す取組や、「チームとしての校園内支援体制充実研修」(p17)に盛り込んでいます。
61	第2章 I 1 指導の充実	(1)	3	就学に関する記述がなく、どのような方向性なのか説明してほしい。		[既に盛り込み済みです] ① 就学前からの教育相談・支援による適切な就学の推進(p29)に「就学にあたって、学校及び市町教委は、まずは障害のある児童生徒を地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨むとともに、本人・保護者に対して、幼児児童生徒の健康、学習、発達、成長という観点を大切に、十分な情報提供を行いながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図る。」と記載しています。
62	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	まず少人数学級の実現、教員加配、特別支援教育コーディネーターの別枠配当などの条件整備なくしては、計画に挙げられているような効果的な支援は難しいと考える。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
63	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	地域の小学校、中学校にこども、保護者が安心して通えるように教職員の専門性を高め、学校全体でインクルーシブを推し進められるように研修や、人員の配置が必要ではないか。		[既に盛り込み済みです] 「学校園経営計画の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を明示し、保護者等へ発信する。」(p4)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
64	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」による評価・改善は、教職員の負担が増えるばかりで実効性があるとは考えられません。		[既に盛り込み済みです] 「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」は校内支援体制の機能充実を図るために活用し、評価・改善を図ることとしています。
65	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	管理職が中心になって組織的に進めていく必要がある。		[既に盛り込み済みです] 「校長は、教職員に「特別支援教育は、すべての教職員で推進していくものであり、特別支援教育の理念に基づく教育は、すべての子どもたちの指導にあたって有効である」という共通認識の醸成を図る。」(p4)と記載しています。
66	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	一部の先生方ではなくて多くの先生方にも特別支援教育に取り組んでいただけるようにする必要があります。		
67	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	小中高等学校は、特別支援教育が特別支援学校だけのものではなく自分たちにも関係あるものであるという意識と、特別支援学校へ送るという一方的な関係ではない相互連携の意識が必要であると感じました。そのための働きかけをよりお願いしたいと思います。		
68	第2章 I 1 指導の充実	(1)①	3	先生と保護者との間に仲立ちしてもらえそうな、ケアマネジャーさんのような方がいてもらえたらなおさら良い。		[既に盛り込み済みです] 「すべての学校園において、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育推進の要となる。」(p19)と記載しています。すべての学校園では、特別支援教育コーディネーターが指名されており、学校園における相談や福祉との連携の窓口の役割を果たしています。
69	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	もっとサポートファイルを活用していただきたいです。	2件	[今後の検討課題とします] サポートファイルの様式や個別の教育支援計画等との整合、学校と関係機関等が十分情報を共有できていない(p30)ことを課題と捉え、今後の検討課題とします。
71	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	「普及啓発を行った結果、個別の教育支援計画等の作成率は年々上昇している。」を「普及啓発を行い、また、学校教育施行規則の一部改正による省令の施行(H30.8.27)により」と付け加えてはどうか。		[その他] 評価検証委員会で個別の教育支援計画等の作成率が上昇していることは平成26～29年度の体制整備状況調査の結果に基づいています。
72	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	作成者の負担が少なく、より具体的な方法が一目見て分かる支援計画・指導計画の統一様式を示していただきたい。	5件	[今後の検討課題とします] 現在、県としてのモデル様式をもとに各校の実情に応じて作成しているところです。
77	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	引継ぎを考える時に一番大切なのは、必要な合理的配慮が引き継がれることである。引継ぎの中で合理的配慮を適切に位置づけてほしい。		[ご意見を反映しました] 「○ 合理的配慮を提供するにあたっては、リーフレット『学校で「合理的配慮」の提供が義務となります』(H28.3)に基づき、評価改善に留意して、組織的に取り組み、進学先等へ引き継ぐことを促進する。」とします。
78	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	障害者差別解消法を踏まえ、学校現場における合理的配慮の提供は極めて重要課題となっており、計画の推進方策の大項目として打ち出すべき。そのうえで、障害者への合理的配慮のための学校現場での物理的環境の整備や人的支援体制、コミュニケーション上の配慮事項等について推進方策で具体的に記述すべき。具体性を持たせるために「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」があるのでこれを計画本体へ位置付ければどうか。		[ご意見を反映しました] 「○ 合理的配慮の提供にあたっては、障害者差別解消法に基づく「対応要領」、リーフレット『学校で「合理的配慮」の提供が義務となります』(H28.3)に基づき、評価改善に留意して組織的に取り組むとともに、その情報を進学先等へ引き継ぐことを促進する。」(p4)とします。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
79	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	保護者から合理的配慮の相談を受けたときには、組織的な取組とすることが必要である。市教委担当者からは中高連携シートは保護者へ不利になるものではないことを伝えることが大切である。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「担任等は、早い段階から一貫した指導・支援にあたることで、生徒にとって安心できる学校生活となることについて、保護者に理解を得ていくよう努める。」(p5)と記載しています。
80	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	チェックをして書き込んで修正を加えながら新しい個別の指導計画に創り上げている地道な努力が必要である。	2件	[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「校長は、すべての教職員が二つの計画について正しく理解し、PDCAサイクルによる活用についての認識を深められるよう、教職員間の連携を図る。」(p4)と記載しています。
82	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	「個別の教育支援計画については、医療や福祉等の関係機関の情報を反映するとともに、一貫した切れ目ない支援を行うために必要に応じての活用を促進する。(小中連絡会、中高連絡会等、必要に応じて関係者が一堂に会する支援会議を開催する。)」のように、支援会議については例を記載するのはいかがでしょうか。		[考え方を説明します] 第二次推進計画の報告において、個別の教育支援計画等の活用については、関係者間と連携した評価や見直しは十分ではないとの指摘があるため、関係者が一堂に会する支援会議の開催を推進方策としています。
83	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	神戸市との連携の部分においては方針の共通理解を進めていく必要がある。		[既に盛り込み済みです] 「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(H29.11)により全県で進めています。
84	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	中学校から高等学校への引継ぎが、今後さらに推進されていくことが望まれます。		[既に盛り込み済みです] 「○ 研修会等を通じて、「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(H29.11)等を活用した、計画的かつ合理的な引継ぎを実施する。」(p5)と記載しています。
85	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	個別の教育支援計画は、学校で作成し、保管するだけでなく、関係機関との会議での活用が必要だと感じています。		[既に盛り込み済みです] 「○ 個別の教育支援計画については、医療や福祉等の関係機関の情報を反映するとともに、必要に応じて関係者が一堂に会する支援会議を開催する。」(p4)と記載しています。
86	第2章 I 1 指導の充実	(1)②	4	医療機関や福祉関係で行われる発達検査について担任等学校関係者が理解していることが必要ではないか。発達検査の何をどう活かすか研修を行うことも必要である。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
87	第2章 I 1 指導の充実	(1)③	5	「特別支援教育ハンドブック」ができ、参考になっている。小中高等学校の多くの教員の目に触れるようにHP等で紹介してほしい。		[既に盛り込み済みです] 県立特別支援教育センターホームページに掲載されています。 https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/
88	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ア	5	学校教育法施行令による就学についての改正を明確に提示すべきです。		[ご意見を反映しました] 「障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況の変化」(p37)の国の動向に追加しました。
89	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ア	5	小学校に入学するときに遊びから学習にかかわることについて保護者に理解していただくことが難しい。いろんな個性がある。医療的な対応を必要とする園児が増えてきている。研修が大切である。		[既に盛り込み済みです] 「○ 特別支援学校や県立特別支援教育センターが主催する研修への受講を促進するとともに、ホームページ等により特別支援教育に関する情報を提供する。」(p5)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
90	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ア	5	保護者にとっては特別な支援が必要なのか判断が付きにくい。園から伝えにくさもある。研修会にはたくさんの職員が集まってくるが個別には対応が十分にできていないこともある。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「生活・学びの連続性を踏まえ、一人一人の特性に応じた教育・保育を進めるため、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を得る。」(p5)と記載しています。
91	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ア	5	三田市においては、教育委員会が積極的に介入し、そのニーズを吸い上げ、校区内にある支援学校(3校)をうまくコーディネートし活用されている。このような事例を取り組み例に挙げられてはどうか。		[既に盛り込み済みです] 「○ 小・中学校等が、チームとしての学校解決力を高められるよう、効果的なセンター的機能活用の好事例を発信する。」(p28)と記載しています。
92	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	「学校全体の必要な支援の共通理解のもと」と担任の支援とプラスして書かれているといいと思います。		[ご意見を反映しました] 「担任等は温かい人間関係づくりに努めながら、学校全体の共通理解のもと・・・」としました。
93	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	「特別な支援の必要性」と書いてありますが、対象の児童が特別という感じを受けます。「支援の必要性」だけで良いと思います。		[ご意見を反映しました] 「担任等は温かい人間関係づくりに努めながら、学校全体の共通理解のもと「支援の必要性」への理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていける学級経営を行う。」としました。
94	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	「特別支援教育ハンドブックの活用」と並べて「特別支援教育の視点を生かした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」を入れているのには、何か意図があるのか。		[ご意見を反映しました] 「特別支援教育の視点を生かした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」を追加しました。
95	第2章 I 1 指導の充実	(1)③	5	「すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】(ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)」には、通常の学校、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校の連携による授業改善の研修という視点も必要ではないでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 「○ すべての教職員が、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮したユニバーサルな授業づくりや、認め合い、支え合う学級づくりを行えるよう、学習指導要領に示された学びの困難さに対応する授業改善研修を実施する。」(p6,10,17)と記載しています。
96	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	現場のニーズに合った「すべての教職員のための授業改善研修」の実施を強く要求します。	2件	
98	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	新規事業として、「すべての教職員のための授業改善研修の実施」があげられているが、発達障害の生徒を多数抱える通常の学級担任の負担軽減を図ることが優先事項だと考える。通常学級に在籍している発達障害の可能性のある生徒に対して合理的配慮を行うためにも、加配をはじめとした人的整備を強く要望する。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
99	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	通常学級の人数を減らし、すべての児童生徒に配慮ができる環境を進めてほしい。		
100	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	教材のバリアフリー化を中心とした「授業づくり」は大切であると言う一方、クラスの中で障害児と健常児がどのように共に生き、共に学ぶかという「学級づくり」も大切なのではないかと。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「担任等は温かい人間関係づくりに努めながら、「特別の支援の必要性」への理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていける学級経営を行う。」(p6)と記載しています。
101	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	障害の有無に関わらず、すべての子どもが安心して学校生活が送れるように、まずは、学級づくりに努めること、そのための学級経営研修の充実が必要であると考えます。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
102	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	1教員に1冊配布し、学校として、そのハンドブックを中心にした授業研究を実践すれば、活用が促進されるかと思ひます。		〔既に盛り込み済みです〕 県立特別支援教育センターホームページからダウンロードできますので、校内の研修で有効に活用いただくとともに、各項目ごとにQ&A形式で整理してありますので、日常の教育活動に活用・実践願ひます。
103	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	道徳が特別な教科になったことで、改めて生活の中でいろいろな人との付き合い方を学ぶ時間にできたらいいなあと思ひます。そのため、通常学級の道徳で、特別支援学級との連携を大切にする記述があればいいなあと思ひます。		〔既に盛り込み済みです〕 特別な教科道徳の内容項目「相互理解、寛容」に該当します。学級経営においては、「担任等は温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」への理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていける学級経営を行う。」(p6)と記載しています。
104	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	授業改善は、学びの困難さを解消するためには、特別支援教育の中で最優先して取り組むべき課題であると思ひます。		〔既に盛り込み済みです〕 【取組例】 「学習のねらいや内容の焦点化、情報の視覚化、話し合う、伝え合う、協力し合うなどの活動による共有化等、わかりやすい授業を行う。」(p6)と記載しています。
105	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	【取組例】に授業改善研修の具体的な研修例を載せた方がよいのではないのでしょうか。		
106	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ア)	6	引きこもりや不登校の未然防止に学校段階で取り組む必要がある。	2件	〔ご意見を反映しました〕 【取組例】に 「周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校傾向等の二次的な不適応を未然に防ぐため、生徒指導担当と連携した対応を行う。」(p6,10)を追加しました。
108	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (イ)	7	加配教員の拡大は喫緊の課題である。すべての生徒が安心して学べる学習環境の提供をよろしく願ひます。	5件	〔既に盛り込み済みです〕 「県教委は、通級指導教室を拡充させるため、加配教員の拡大を国に引き続き要望する。」(p7)と記載しています。
113	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (イ)	7	通級指導教室の拡充にあたり、指導者の力量を高めたり、後継者育成の観点からも、計画的な推進が必要とされている。予算的な面もあるが、制度としての手立てが、今後の推進に関して大きな影響を与えるものと考えられる。		〔既に盛り込み済みです〕 「市町教育委員会と連携し、今後の通級指導担当教員の基礎定数化を見据え、計画的に人材を育成する。」(p7)と記載しています。
114	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (イ)	7	通級の指導内容が、主に自立活動にかかわることであれば、特別支援学校のセンター的機能の活用を取り組み例に挙げてはどうか。		〔既に盛り込み済みです〕 「○小・中学校等が、チームとしての学校解決力を高められるよう、効果的なセンター的機能活用の好事例を発信する。」(p28)と記載しています。
115	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (イ)	7	【取組例】の2段目の「計画的に人材を育成する」の前に、具体的な策、例えば「新任通級担当者研修会の充実」を加えてはどうか。		〔ご意見を反映しました〕 【取組例】 「今後の通級指導担当教員の基礎定数化を見据え、通級指導担当教員研修の充実を図る等計画的に人材を育成する。」としました。
116	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (イ)	7	まだまだ通級による指導に関する情報が担任の先生方には知れ渡っていません。人材育成と並行して、通級による指導の周知もあっていいと思ひます。	2件	〔ご意見を反映しました〕 【取組例】 「今後の通級指導担当教員の基礎定数化を見据え、通級指導担当教員研修の充実を図る等計画的に人材を育成するとともに、通常の学級担任等へ通級による指導の周知を図る。」としました。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
118	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	特別支援学級の子どもを交流学級で受け入れようにも、通常学級の定数に含まれないので、机を置くことも難しい人数になることがある。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「小・中学校の特別支援学級と通常の学級在籍児童生徒との交流及び共同学習は、校内の協力体制のもと、効果的な活動を設定する。」(p12)としています。
119	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	できるだけ、別室での学びは最小限にとどめるとともに、いずれみんなのところへ戻すための支援となるべきでしょう。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「通常の学級の担任をはじめとする関係教職員と、児童生徒の実態や効果的な支援方法等の情報を共有する。」(p8)と記載しています。
120	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	特別支援学級の加配の基準を拡充、改善してもらいたい。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
121	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	特別支援にかかる教職員及び支援員の数を増やしていただくか、児童数の定員を減らすよう考えていただけると大変ありがたい。		
122	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	インクルーシブ教育システムの構築に向けては、「特別支援学級担当者」の専門性がさらに重要になると考える。支援学級担任の免許保有に向けた認定講習の開催や県・市町での計画研修など、行政としての継続したバックアップが必要と考える。	2件	[既に盛り込み済みです] 「○ 児童生徒の障害の状態を踏まえた特別の教育課程の編成、個別の指導計画の作成や自立活動の評価・改善及び交流及び共同学習の実際など、効果的な実践事例を収集・発信」(p8)することにより、特別支援学級の指導の充実を図っていきます。
124	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	補助の先生を付けながら授業ができる子には、できるだけ通常クラスで過ごせたら、親としても安心できる。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「小・中学校においても、地方交付税措置を活用して特別支援教育支援員の配置拡充が進められている。」(p22)と記載しています。
125	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (ウ)	8	小中学校の特別支援学級には安心して学べる環境づくりと各関係機関との連携及び専門家の導入をお願いしたい。		[既に盛り込み済みです] 「特別支援学級担任と通常の学級の担任が連携した指導の充実」(p8)と、「特別支援学校のセンター的機能とひょうご専門家チーム派遣の活用」(p28)について記載しています。
126	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	中学校特別支援学級から通常の高等学校へ進めることを明確に示してほしい。		[既に盛り込み済みです] 「近年、中学校特別支援学級等を卒業する生徒の進路が多様化し、高等学校や各種学校へ進学する生徒が増加傾向にある。」(p9)ことを記載し、 【取組例】 「担任等は、中学校段階卒業後の進路先が多様化している状況を踏まえ、本人・保護者の意向を十分聞き取る」と記載しています。
127	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	本人・保護者の意向を聞き取るだけでなく、聞いたうえで、本人が自立していくために何が必要なかを十分話し合うことが明記される必要もあると思う。	2件	[ご意見を反映しました] 担任等は、中学校段階卒業後の進路先が多様化している状況を踏まえ、本人・保護者の意向を十分聞き取るとともに、高等学校段階卒業後を見据えた指導を行う。としました。
129	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	今後は、特に中学校での進路指導において、さらに高等学校と特別支援学校の学校生活や卒業後の進路が説明できる、生徒や保護者がイメージできるような支援・指導が必要と考える。加えて、生徒一人一人の実態にあった選択ができるように支援・指導をしていくことがさらに望まれると考える。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
130	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	中学校特別支援学級から高等学校等へ進学する生徒が「増加傾向にある。」を課題というのなら、「増加傾向にあり、生徒の特性に適した進路選択となっているといえるのか。」と付け加えてはどうか。		[考え方を説明します] 中学校特別支援学級から高等学校等へ進学する生徒が「増加傾向にある。」という現状を踏まえた、早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育が必要であると考えます。
131	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	特別支援学級から高等学校を志望する生徒の特別支援学級で個に応じた目標設定ができることと調査書の評価の妥当性について、ご指導をいただくとありがたいと感じています。		[既に盛り込み済みです] 「○ 教育委員会は、担任等が本人・保護者の意向を十分聞き取り、本人・保護者が将来に見通しが持てる正確な情報を提供できるよう、また学校が組織的な対応を計画的に進められるよう、先行事例等をもとに助言する。」(p9)と記載し、
132	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	多様化した進路先でのサポート体制も、取組としてあげていくべきではないかと思う。		【取組例】 「学校は、指導の評価等にあたって、教育委員会の助言も得ながら、学校全体として組織的な対応を計画的に進める。」(p9)と記載しています。
133	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	特別支援学校中学部2年生にトライやるウィークの実施は検討されませんか。		[今後の検討課題とします] ご意見の趣旨について、県教育委員会は、今後の具体的な取組の参考とします。
134	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	進路先が多様化していること状況を踏まえ、義務教育課HPの「キャリア教育の推進」小中学校教師用指導資料p69これからの進路の中に、中学校から「特別支援学校」に進む図を入れるなど、正確な情報を提供できるよう改訂の予定はあるか。		[その他] 基本的にはモデルとして示しておりますが、特別支援学校を記載します。
135	第2章 I 1 指導の充実	(1)③イ (エ)	9	障害別に研修会を行い、進路先の紹介、学べる内容、就職先など詳しく学べる機会があってほしいです。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「早い段階から進路先の学校見学や学校説明会等への参加を促すなど、正確な情報を提供する。」(p9)と記載しています。
136	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	「高等学校学習指導要領において、発達障害の可能性のある生徒を含む障害のある生徒が在籍していることを前提に」は、学習指導要領に合わせて「障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に」とする。		[ご意見を反映しました] 「障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に」と修正しました。
137	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	巡回指導とありますが、イメージがしづらいので、○○での巡回指導というように補足した方がよいのではないかと思います。		[ご意見を反映しました] 取組例を「今後、通級による指導を希望する生徒が増加する見込みであるため、実施校の拡充や近隣校への巡回指導の在り方について検討する。」としました。
138	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高校通級は相当程度あるのではないか。どのようなカリキュラムでやっていくのかということも課題ではないかと思う。		[既に盛り込み済みです] 「○ 通級による指導の充実に向け、教育課程の編成や自立活動の指導内容・方法、理解啓発に関する研究の成果を普及する。」(p10)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
139	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	つなぎ役と思われる特別支援コーディネーターの役割を明確化して、特別支援のセンター的機能を有効に活用できるようにしてほしいです。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「個別の課題解決支援にとどまらず、他の教育機関と連携しながら、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるための助言・援助を行う実践を重ねる。」(p28)と記載しています。
140	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	精神障害者保健福祉手帳を取得している利用者の就労実績がある就労移行支援事業所の方を招いての支援に関する研修会や、特別支援学校の職業相談と同様の進路指導の実施、加えてその意義と有効性についてハローワークの専門援助部門の方と就ボツの相談員の方を招いての研修会の実施が有効である。		[既に盛り込み済みです] 「○ 本人・保護者がどの進路を選択しても、将来にわたって継続した支援が行われることがわかるよう、関係部局と連携し、就労等に関する最新の情報や卒業後の相談・支援体制等について、教員や本人・保護者に提示する。」(p33)と記載しています。
141	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高校の中に新しい風を入れるには、誰かが率先して学校を引っ張り、周りに例となるようなものを見せて、ようやく周りに拡散される気がします。その人材を先に各校で一人決めておくというのはどうでしょうか？		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「管理職は、特別支援教育の視点を生かした学校経営や幼児児童生徒が安心できる学校づくり等、効果的な実践事例を共有する。」(p17)、 「学校園は、校園外の研修を受講した教職員が得た知識等を伝達したり、教職経験豊かな教員を中心として学び合ったりすることにより、専門的な知識・技能を受け継ぐ。」(p17)、 「すべての学校園において、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育推進の要となる。」(p19)と記載しています。
142	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高校の先生方の偏見、理解不足を、近隣の特別支援学校、小中学校で行われている通級指導について謙虚に学ぶ機会作りが必要だと思う。同じ地域で県立校に通う生徒を、同じ地域に勤める教師として関わっているのだといった連帯感、共通の意識が育つのではないかな。		[ご意見を反映しました] 【取組例】 小中学校における通級による指導(p7)に記載している「児童生徒の発達状況を長期的な視点で捉え、連続性のある系統的な指導を行うため、小・中学校と高等学校との合同研究会を開催する。」を高校のページ(p10)にも記載します。
143	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	千種高校、氷上西高校で行われている「連携型小中高一貫教育」は、全国的にも評価の高い兵庫の特色ある教育実践だけに、ここで行われているインクルーシブ教育をヒントに全県に広がっていかないとと思う。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「教育委員会は、研修会を通じて特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルな授業づくり(ねらいの焦点化、情報の視覚化等)の実践を発信する。」(p10)と記載しています。
144	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	ユニバーサルな授業の推進は重要ですが、それが教員にとっても、取り組みやすいユニバーサルなものであることが推進のカギと考えます。		
145	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高等学校においても通級指導教室の拡充を確実に実施していただきたい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「今後、通級による指導を希望する生徒が増加する見込みであるため、実施校の拡充や近隣校への巡回指導の在り方について検討する。」(p10)には、市立校も含めています。
146	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	市立高等学校にも含めて、高校通級に関する調査検討いただきたい。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
147	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高等学校においては、まずは、ユニバーサルな学校づくりからすすめる必要があるのではないかと。「チーム学校」として、「生徒にとって、今必要な支援は何か。」ということを共通理解していくことが、インクルーシブ教育を推進していくことの鍵となる。		〔既に盛り込み済みです〕 【取組例】 「管理職は、特別支援教育の視点を生かした学校経営や幼児児童生徒が安心できる学校づくり等、効果的な実践事例を共有する。」(p17)と記載しています。
148	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高校通級の情報発信不足もあるため、地域の小中学校との合同会議や新年度から配布予定のリーフレットなどを通して、高校通級の理解が進むことが期待されます。	2件	〔ご意見を反映しました〕 「○ 通級による指導の充実に向け、教育課程の編成や自立活動の指導内容・方法、理解促進に関する研究の成果を小中学校との合同研究会やリーフレット「兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応」(H31.3)により普及する。」としました。
150	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	「特別支援教育の視点を生かした生徒対応や授業改善研修」として、既存の生徒指導部や教務部が取り組めば、高校の教育改革にも結びついていきます。		〔ご意見を反映しました〕 【取組例】に 「周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校傾向等の二次的な不適応を未然に防ぐため、生徒指導担当と連携した対応を行う。」(p6,10)を追加しました。
151	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高等学校での通級による指導に大きな期待を持っています。入学時に同級生など周囲の理解が得られないことで、進路変更をしないといけないようなことだけはしたくないと願っています。		〔ご意見を反映しました〕 【取組例】に 「周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校傾向等の二次的な不適応を未然に防ぐため、生徒指導担当と連携した対応を行う。」(p6,10)を追加しました。
152	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	高校の通級指導における巡回指導については、必要性も感じますが、非常に慎重に検討していただきたいと思います。高校通級が始まったばかりなので、まだまだ理解や周知が必要な時期にあるので、どの時期に巡回指導を開始するかは、慎重に検討することが必要と感じます。		〔既に盛り込み済みです〕 【取組例】 「県教委は通級による指導を必要とする生徒が、その指導を受けられるようにするという観点から、指導開始のプロセス等を提示する。」 「今後、通級による指導を希望する生徒が増加する見込みであるため、実施校の拡充や巡回指導の在り方について検討する。」(p10)と記載しています。
153	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	本来の通級の目的の理解とともに、本質的な体制の改善にもしていけたらと思います。いかに学校の体制が大切かということを見直すためのデータ等があればいいなあと思います。		〔既に盛り込み済みです〕 「○ 管理職研修及び教職員研修等を通じて、「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」(H28.3)を活用し、支援体制の評価・改善を促進する。」(p3)と記載しています。
154	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	特別支援学級から高等学校を志望する生徒が実態に合わせて進路選択できる状況が整いつつあると感じています。今後も充実を図っていただけるとありがたいです。		〔既に盛り込み済みです〕 「担任等は、中学校段階卒業後の進路先が多様化している状況を踏まえ、本人・保護者の意向を十分聞き取るとともに、高等学校段階卒業後を見据えた指導を行う。」(p9)と記載しています。
155	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	充実した特別支援が実施されるためにも、各校園にその中心となる、特別支援学校での勤務経験のある特別支援教諭免許を持つ教員、もしくは専門的な資格と知識を持つ人材の採用と配置を是非お願いしたいのです。		〔今後の検討課題とします〕 教員の専門性を高めるとともに、学校としての専門性向上にも資するものであることから、異なる校種間の人事交流を推進していきます。
156	第2章 I 1 指導の充実	(1)③ウ	10	支援ファイルの引継ぎなどではなく、高校卒業資格などの取得ができるような大阪の自立支援コースなどの設置など、入口の多様化を早期に検討すべきです。		〔今後の検討課題とします〕 ご意見の趣旨について、県教育委員会は、今後の具体的な取組の参考とします。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
157	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	特別支援学校の高等部は「一人一人の可能性を最大限に伸ばす」ための教育課程の見直しが最大の課題である。「地域に開かれた教育課程」が、前面の目標となろうとする中で、未だ達成できていない「一人一人の可能性を最大限に伸ばす」ための教育課程が、希薄化していかないように現場への言葉がけをお願いしたい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「特別支援学校は、多様な教育的ニーズに対応できる教育課程を編成する。」 「持てる力を最大限伸長できるよう、小・中学校、高等学校との連続性のある教育課程や教育内容等を踏まえた個別の指導計画を作成する。」(p11)と記載しているとおり、個別のニーズに応じた対応を重視しています。
158	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善は、他の都道府県が行っている施策や実態を調査して具体的に明記すべきである。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
159	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	ICT機器(コミュニケーション支援ツール等)を活用した指導改善に関する調査研究と普及について、研究成果普及に係る具体的なロードマップを含めて具体的に策定すべきである。		
160	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	ICT機器を活用した指導改善に関する調査研究と普及については、機器の活用が先行するのではなく、AACや色々なローテクのコミュニケーション方法についての考え方、障害観について社会的障害観を明確にする。		
161	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	専門家の活用に当たっては、肩書きだけにとらわれず、面談し内面をよく審査・評価するなど、適任者を採用してほしい。		
162	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	特別支援学校のみ専門家と繋がるのではなく、地域の小学校中学校にも活用できる方策が必要ではないか。		[既に盛り込み済みです] 学校園は、「〇 ひょうご専門家チームや大学等外部専門家、障害種別の異なる特別支援学校等の専門性を組み合わせ、生かし合うネットワークを活用する。」(p28)としています。
163	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	ICT機器の活用を是非研究していただきたい。タブレット端末には、同じ学習内容でも違ったアプリがあるので、様々な活用についても研究・普及してほしい。	3件	[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県立特別支援教育センターは、学校がチームとなって課題を解決する力や教職員の指導力の向上に資するよう、研修体系を見直していく。」(p18)と記載しています。
166	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	多様な教育課程は、事務処理のための人員確保と活用等、柔軟に教育課程が編成できる仕組みが必要と感じます。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
167	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	高等部だけの支援学校の定員の選抜はやめるべきでしょう。定員を維持するのなら選抜ではなく、抽選にすべきです。		[考え方を説明します] 高等部の職業に関する学科については、専門教育に関する施設設備の関係上定員を定めている。卒業後に一般就労をめざす生徒が出願することから、定員を超える出願者があった場合は、その意欲と適正を公平に評価し、入学者を選考します。
168	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	知的の高等部にも、高校卒業資格を与えるコースも作るべきでしょう。		[考え方を説明します] 特別支援学校の高等部に、高等学校卒業資格を与えるコースを設置することは制度上困難です。 ただ、知的障害特別支援学校高等部も、卒業すると大学入試の出願資格はあります。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
169	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	外部専門家の活用について、十分な予算措置をお願いします。	14件	[既に盛り込み済みです] 「○ 肢体不自由等のある幼児児童生徒の感覚・運動機能の向上等、障害特性に応じた指導の充実を図るため、外部専門家(OT、PT、ST)等の活用を促進する。」(p10他)と記載しています。
183	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	農業、陶芸、木工、さをり織りなどの様々な教育活動にも積極的に外部人材を活用できるように考えてもらいたい。		
184	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	外部専門家の活用は知的や病弱にも有効な指導の一つで、理学療法士・作業療法士だけでなく、言語聴覚士、臨床心理士、大学教員、医師等の方に継続的に来て頂けたら言語面、行動面、発達面で子どもの成長の手助け、また教員の専門性の向上に繋がると思います。		
185	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	より授業研究・改善を効果的に行うためには、外部講師の方(大学教員等)に来て頂き、継続的に学術的な助言をもらうことが必要ではないかと思えます。		
186	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	虐待、ネグレクト、不登校等への適切な対応ができるよう、また、重複障害等への適切な指導ができるよう、必要に応じて、外部専門家の助言や知見を指導に生かすことができる事業を、さらに、再構築することが必要である。		
187	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	1名のSTを複数の聴覚特別支援学校に配置し、教職員に連続性をもって幼児児童生徒への指導に当たれるよう、巡回して指導内容を監修していただけると有り難く思います。		
188	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	推進方法は、研修や会議、実践報告によるものが多く、現場の教職員の負担が大きいのではないかと思えます。教職員全体で集まる研修や会議は回数を減らすべきです。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
189	第2章 I 1 指導の充実	(1)③エ	11	ICT機器の活用はぜひ進めていただきたいと思えます。コミュニケーションのツールとしてはもちろんですが、教育の材料としてぜひ、学校ごとの差なく活用していただきたいです。		
190	第2章 I 1 指導の充実	(2)①	12	交流・体験チャレンジは、足すものがあるなら、なくすものもないとゆりのある共同学習は実現できない。		
191	第2章 I 1 指導の充実	(2)①	12	地域の小中学校の障害児学級の児童生徒の居住地特別支援学校への交流も望みます。		
192	第2章 I 1 指導の充実	(2)①	12	市町教委には、就学相談の際、両方向からの居住地校交流参加の意義や目的を伝えていただきたい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「市町教委は、就学相談の際に、居住地校交流の意義や目的、副次的な学籍等について、学校、保護者等へ理解の促進を図る。」(p13)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
193	第2章 I 1 指導の充実	(2)①	12	交流及び共同学習をより一層充実させていくために、各校もう一度きちんと研修等を通して意義を確認し、推進方策に挙げられている双方の児童生徒の教育的ニーズを把握し、教職員間で情報交換を行うと共に、校内の協力体制のもと、効果的な活動を設定するべきだと思います。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「教育課程や個別の指導計画に位置づけ、内容や方法を事前に検討し、計画的、組織的、継続的に推進する。」(p12)と記載しています。
194	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	連続性のある多様な学びの場を目指すうえで、まずは中学校で居住地校交流の回数を十分に確保することが必要である。		
195	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	交流及び共同学習の有効な回数を検証し、一定の条件を各校に設ける、受け入れた居住地校に人員を設けるなどして現場の負担を少なくするなどして、交流を増やせたらと思います。		
196	第2章 I 1 指導の充実	(2)①	12	居住地校交流の積極的な推進、普通学校における特別支援学級の児童生徒が通常学級で過ごす時間を増やすこと、またそのための教材や授業内容を工夫することなど、子どもたちが、共に学ぶ中でこそ、「障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現」を実現できると思います。		[既に盛り込み済みです] 心のバリアフリーの推進に向けて、「〇交流及び共同学習の機会を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得られるなど、「心のバリアフリー」の教育に関する好事例を収集・発信する。」(p12)と記載しています。
197	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	居住地校交流について市立の特別支援学校と県立の特別支援学校での取り組みの違いや「なぜ県立校において居住地校交流が進んで行かないのか？」は今更充実という言葉で済ませていただきたくない。		[既に盛り込み済みです] 居住地校交流の充実に向けた具体的な推進方策として、「〇障害のある児童生徒が居住地との結びつきを強めるため、副次的な学籍の導入に関する調査研究を行う。」(p13)と記載しています。
198	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	副次的な学籍の導入をしていただけると、交流しやすくなると思います。		
199	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	予算の関係で居住地校交流の引率が学期に一回に限られたり、教師が引率することで主たる学籍の学校の人手が足りなくなったりするなどの問題も現場に居て感じます。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
200	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	居住地校交流を進めるためには、人手が必要ということも理解してもらった上で進めてほしい。		
201	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	特別支援学校に通う児童生徒の居住地校での学籍が副次的な学籍で良いのだろうか。通常学校籍と特別支援学校籍が良いのでは。地域の障害児学級の児童・生徒も同時に両学籍を使えるようにお願いします。		[考え方を説明します] 特別支援学校在籍児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置き、地域とのつながりの形成・維持・継続を図る仕組みの構築を目指すものです。法的な学籍は特別支援学校席となります。
202	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	副次的な学籍の導入について、特に管理職をはじめ教職員への理解をきちんとさせていきたい。		[既に盛り込み済みです] 「市町教委は、就学相談の際に、居住地校交流の意義や目的、副次的な学籍等について、学校、保護者等へ理解啓発を図る。」(p13)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
203	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	居住地校交流の重要さは教師同士の交流が重要になる。「学籍があるから、地域の学校の先生どうにかしてくださいよ。」ではない。子どもたちが一緒に学ぶ仕掛けを一緒に作っていかなくてはならない。そこに先に学籍があるからではない。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
204	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	子どもたちや県民に対しては、支援学校と小中学校との間に主副がないニュートラルな呼称、例えば、「小中学校籍」―「支援学校籍」などの用語を用いることがこれからの共生社会の実現を目指すうえで、極めて重要であると思います。		
205	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	「居住地校交流」という名称についても、より地域の小中学校の役割を積極的にとらえ、交流及び共同学習を小中学校と特別支援学校が協同して推進できるよう「居住地校登校」などの名称を検討することも必要かと考えます。		
206	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	地域の小学校で交流を計画する立場も経験した身としては、なかなか難しいです。現状では、特別支援学校ももっともっと介入していかなければ、前進しないのではないかと感じます。		
207	第2章 I 1 指導の充実	(2)③	13	保護者や教職員の負担感が先行するのではなく、先行事例から、意義・運用等わかりやすく見通しをもって取り組めるよう留意いただきたい。		
208	第2章 I 1 指導の充実	(2)②	13	居住地校交流を全員必須とし、それを通して校内委員会で可能な子は通常の小中学校に戻す話し合いがなされるべきでしょう。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。就学指導については、市町教育委員会が法令に基づき、総合的な判断によって就学先を決定することになっています。
209	第2章 I 1 指導の充実	(2)③	13	お互いの学校へ出前授業(教諭)、交流・逆交流(生徒)を行うことや、高等学校の先生が特別支援学校を研修する機会やその逆の機会を増やすこと、短期で交換人事など、お互いを知る機会を多く設けることが良いと思います。		[今後の検討課題とします] 教員の専門性を高めるとともに、学校としての専門性向上にも資するものであることから、異なる校種間の人事交流は推進していきます。
210	第2章 I 1 指導の充実	(2)③	13	交流校と教員同士でどんな授業を進め、どんな関わりができるかを一緒に考えて授業に臨むなど、より発展的な交流、共同学習になる工夫が必要だと感じている。学校、学年全体の取り組みもいいが、生徒間の交流を通じて、一層関係が深まったり、共に学び合う場面をより積極的に探ってもいいかと思う。		[既に盛り込み済みです] 「○ 障害のある生徒も障害のない生徒も自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、教育内容や方法等を工夫するとともに、自分の良さや可能性を発揮して、よりよい生活や人間関係を築こうとする取組等の好事例を収集し、発信する。」(p14)と記載しています。
211	第2章 I 1 指導の充実	(2)③	13	せつかくの交流及び共同学習なので、充実をはかるのと同時に高等学校の生徒の障害理解を深める点も含めてほしいと思います。		[既に盛り込み済みです] 「○ 高等学校における「心のバリアフリー」を推進するため、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の実施体制や方法等を検討する。」(p14)と記載しています。
212	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	地元商工会議所、青年会議所といった中小企業団体との連携を各校で図り、その実践校の実践発表を県教委と連携して進めていけないかと思う。各校の取組の情報が、HP等で検索できる取組があってもいいかと思う。		[ご意見を反映しました] 「○ 公開授業等における企業・施設等関係者の指導助言を生かし、多様な教育内容や支援方法を工夫した授業等の実践研究を行い、効果的な実践事例を発信する。」としました。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
213	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	外部人材の参画による授業検討会を開催し、企業からの専門的で実践的な作業方法を教えてもらえる事は学校にとってはとても助かっています。	3件	[既に盛り込み済みです] 今後も企業等と連携したキャリア教育の充実を図るため、「○ 公開授業等における企業・施設等関係者の指導助言を生かし、多様な教育内容や支援方法を工夫した授業等の実践研究を行う。」(p16)と記載しています。
216	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	企業・施設等関係者の指導助言をいただける機会を増やすことを希望します。また、企業・施設等関係者の所属する企業や団体に一定期間留学させていただいて、理念や技術を学ぶというような試みが実施できれば、さらなる指導者の能力開発と向上につながれるものと期待できます。		
217	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	技能検定を通じて企業、施設関係者との繋がりが増え、児童生徒への理解も進むきっかけになっている。緊張感のある場所で頑張れる場所が出来た事は、良い事だと思います。		
218	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	技能検定を受検した生徒は限られた時間の中で多くのことを吸収し、周りの応援を感じながら意欲的に取り組み、自分の頑張りを実感して自信につながっていた。		
219	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	部門を拡充する必要はあるのでしょうか。		[その他] 今後も企業等と連携したキャリア教育の充実を図るため、「○ 生徒の障害特性や企業ニーズを踏まえ、兵庫県特別支援学校技能検定の部門の拡充等を検討する。」(p16)としています。
220	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	人生を自分らしく充実して生きていくという「ライフキャリア」の視点が論じられていない。さらに、障害の重い子どもたちにとってのキャリア教育の視点がまったく論じられていないのは、問題だと思う。	2件	
222	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	自分らしく生きていくために基本となるのは「自分の気持ちや思いを表現する」や「教師や友だちと一緒に遊ぶ」などの人間関係形成能力です。キャリア教育で大事にしてほしいことは、「何かができるようになること」ではなく、自分を大切に、相手を思いやる心の成長・自我の充実や確立であると思います。		
223	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	系統的なキャリア教育の充実には、保護者へのキャリア教育の理解促進の視点も必要ではないでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 企業・施設関係者や保護者等への理解促進のため、「○ 共生社会の実現に向けた理解促進を一層推進するため、作業学習や職場実習、技能検定等特別支援学校における教育に関するリーフレットを作成・配布する。」(p33)と記載しています。
224	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	企業等関係者を活用した授業検討会や実践的段階的作業学習の実施と兵庫県特別支援学校技能検定の推進及び部門拡充の検討には、グレーゾーンにある障害(軽～中度)の生徒の職業能力の開発や新たな職種・職域の開拓、作業工程の分析や補助具の工夫・開発など、今後充実を図っていくべき。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県教委は、生徒の特性に配慮した取組の充実を図るとともに、就労先における職務内容を分析し、企業ニーズを把握する。」(p16)と記載しています。
225	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	一般企業就労を目指した取り組みになっている。重度の生徒が参加できる取り組みにしてほしい。	2件	

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
227	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	本人が望む職種・企業等に就労できるよう中学部の早い段階から職業体験事業を実施するとともに、企業とタイアップし実践的な職業訓練教育の実施や行政関係機関等との連携を強化し就職率をアップさせてほしい。特に、企業関係者がどのような人材を求めているか事前に把握し、職業訓練等必要な対応策を練ってほしい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「学校は、幼稚園、小学部から高等部まで、将来を見通した一貫した教育を継続して行える強みを生かし、個別の教育支援計画等を活用した、系統的なキャリア教育に一層取り組む。」(p16)と記載しています。
228	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	学校現場では、2年の後半から進路選択や進路についての話をしていくことが主流ではありますが、進路についての話は1年生からしてもよいのではないかと考えています。		
229	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	中学校卒業後は多くが特別支援学校高等部へ進学する中であって、中学校担当者に対し、県が推進するキャリア教育の理解啓発の機会が必要である。		
230	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	県教育委員会が考えている技能検定のあり方を周知徹底していく必要がある。	2件	[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「担任等は、認定級を向上させることのみがねらいではなく、生徒が一つ一つの動作の意味を理解し、習得できるよう指導方法を工夫する。」(p16)と記載しています。
232	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	技能検定を通じて、教員、保護者にも級にこだわらず、練習する中でできるようになった事、動作の目的を考える事が出来るようになった事を伝えていく努力をしていく事で、更に充実した検定になってくると思います。	2件	
234	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	教員が様々な学部等を経験する仕組みがあれば、キャリア教育の系統性に対する意識が高まるのではないかと考えています。		[今後の検討課題とします] 教員の学部学年での配置は、各学校で検討されています。キャリア教育は、高等部だけでなく、幼稚園、小学部から高等部まで、系統的に取り組むこととしています。
235	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	教員向け講習会は、年に1回では、受講できる教員も限られるので地域毎に行うことで多数の教員に向け、検定の趣旨や意図を伝え、技術の継承もできるのではないかと考えています。また、初任者研修で取り扱うことで、今後の特別新教育を担う人たちに広く知ってもらうことができると考えています。	3件	[既に盛り込み済みです] 「○ 公開授業等における企業・施設等関係者の指導助言を生かし、多様な教育内容や支援方法を工夫した授業等の実践研究を行う。」(p16)と記載しています。
238	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	老人会などと連携した取組(体操教室や喫茶店)や幼稚園や保育所と連携した取組(玩具づくりや紙芝居)などを異年齢との交流に各校が取組んでいけるように進めていただければと思います。		[既に盛り込み済みです] 「○ 地域住民と連携・協働して学校を運営する仕組みについて検討する。」(p34)と記載しています。
239	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	民間企業も含めて、民間企業が特別支援学校高等部卒業生の就労の支援を行ってもらう枠組みを追加すべきではないかと考えています。		[既に盛り込み済みです] 「○ 教育委員会と学校が連携し、企業・施設等関係者を対象とした学校公開を実施するなど、地域の人的・物的資源を活用した取組を推進する。」(p33)

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
240	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	東京都が実施されているように、特別支援学校に通う生徒のビルクリーニング技能士等の受験についても進めてもいいと思う。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
241	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	技能検定が夏休み中にあることもあり、授業時間内で補完できず、補講の必要があったり、検定が終わってしまうと残りの授業内での扱い方をどうするか、という問題も出てくるので、授業で扱うことに難しさを感じることもあります。		
242	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	授業改善を行う重要性は認識されながらも、急激な変化や研究授業・公開授業・検定の為の準備など、様々な部分で現場の負担感が増えていることを知っておいていただきたいと思います。		
243	第2章 I 1 指導の充実	(3)	16	技能検定については多くのお金をかけ、人手をかけ、日をかけて実施している理由を明確にしてください。	3件	[その他] 障害のある生徒が自立し社会参加するために、県立特別支援学校高等部生徒の就労に向かう意欲を高め、生徒が身に付けた就労に関する力を公的に証明する認定資格を授与するために実施しています。また、技能検定を企業等、保護者及び教員へ公開し、障害者雇用や特別支援教育への理解啓発を図ることを目的としています。
246	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	実際に通常学級でユニバーサルな授業づくりを経験し、子どもの事実を生み出した先生に、研修を担当してもらえればうれしい。	2件	[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「学校園は、校園外の研修を受講した教職員が得た知識等を伝達したり、教職経験豊かな教員を中心として学び合ったりすることにより、専門的な知識・技能を受け継ぐ。」(p15)と記載しています。
248	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	勉強会をこまめに開き、個性のある子どもたちの関わり方を、根本から理解していただけるようにしてもらいたいです。		
249	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	教職員の労働時間を担保しながら、専門性を身に付けていく効果的な研修方法の提示が必要であるといえるのではないのでしょうか。		
250	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	授業のUD化について、教室にはタイムタイマーをおき、学習のめあてを板書するなどの取組を、研修等を通じて周知してほしい。		
251	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	授業では、わかりやすい授業を進めていく必要がある。		
252	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	授業改善研修とありますが、既存の研修との区別がつけられ、学級づくりも含んだ意味になるように、ユニバーサルデザイン研修の方がよいのではないかと思います。		[既に盛り込み済みです] 「○ すべての教職員が、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮したユニバーサルな授業づくりや、認め合い、支え合う学級づくりを行えるよう、学習指導要領に示された学びの困難さに対応する授業改善研修を実施する。」(p17)と記載しています。
253	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	特に中学校管理職や生徒指導担当者に向けた発達障害理解研修が必要である。		
254	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	先生方の知識を増やすような、そして、教員としての在り方を再認識できるような講演会や勉強会を、教育委員会から開催していただき、先生方の向上心への手助けをしてほしい。		
255	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	ユニバーサルな学校づくりにも言及していただきたい。		
256	第2章 I 2 専門性の向上	(1)	17	ユニバーサルな授業づくりには情報の視覚化は大切だが、あまりに情報を視覚化しすぎると、「聞いて理解する力」が育たなくなる。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
257	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	障害者虐待防止法や差別解消法について、幹部職員、教職員、外部登用専門家(スクールカウンセラー等)に対しては、通り一遍の座学でなく自分自身の頭で考えさせるような実効ある研修等を行い、問題発見・課題解決能力を向上させてほしい。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
258	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	育成会では知的障害者の障害特性を正しく知ってもらうため、県下各地域で啓発活動団体(10団体)を立上げ、地域の学校や職場で障害者サイドに立った理解啓発活動を推進しているため、人権教育や教職員の研修会等で活用願いたい。		
259	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	まず、発達障害だけでなく、様々な支援を要する生徒を同じ教室に入れて授業をすべきです。その時にはじめて教科担任は、UDに基づく授業を学ぼうとするでしょう。		
260	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	「チーム学校」についての学校経営研修は、管理職になってから研修を実施しても遅いのではないかと思います。		
261	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	合理的配慮について例示を挙げることや、両親からの合理的配慮の申し出を学校で話し合う場を作り、合理的配慮の共通理解を推進すればよいと思います。		[既に盛り込み済みです] 「○すべての管理職が、共生社会の実現に向けた国の動向を把握し、「チーム学校」においてリーダーシップを発揮できるよう、教育委員会と連携して学校経営研修を実施する。」(p17)ことを推進方策とし、その【取組例】として「管理職は、特別支援教育の視点を生かした学校経営や幼児児童生徒が安心できる学校づくり等、効果的な実践事例を共有する。」と記載しています。
262	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	特別支援教育センターの研修は、設定された指標に沿った研修以外にも、各教員の学びたいことや、自分で足りないと感じていることについて重点的に研修で学べたらいいと思います。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県立特別支援教育センターは、学校がチームとなって課題を解決する力や教職員の指導力の向上に資するよう、研修体系を見直していく。」(p18)と記載しています。
263	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	校内はもちろん校外での研修の機会をより作っていただけたらと思います。また、各研修に参加しやすくするためにも教員がより働きやすい環境整備(人員配置の増加・事務作業の軽減など)をしていただくことも必要です。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
264	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	授業のユニバーサルデザインは通常学級における取組が主で授業改善につながる内容であるので、推進するのであれば特別支援教育課ではなく義務教育課や高校教育課が主になって進めるべきではないでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 推進方策や取組例に「県教委は、……」「教育委員会は、……」と記載しているように、教育委員会として対応しています。
265	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	機器の整備も進めていくような文言が必要なのではないか。		[既に盛り込み済みです] 「障害の状態等に応じ、持てる力を最大限活用して学習に取り組めるよう、コミュニケーション支援ツールや、高等部における就学奨励費を活用したタブレット端末の導入等が進められています。」(p21)と記載しています。
266	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	県と市の垣根のない人事交流や各市でのより実践的な研修機能の充実が望まれる。		[今後の検討課題とします] 教員の専門性を高めるとともに、学校としての専門性向上にも資するものであることから、異なる校種間の人事交流を推進していきます。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
267	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	校内研修等を通じて児童理解の共有化を図り、効果的な個別の支援を実現するために、担任を含め複数の指導者による組織的な指導体制の確立が必要であると考えます。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「校長は、すべての教職員が二つの計画について正しく理解し、PDCAサイクルによる活用についての認識を深められるよう、教職員間の連携を図る。」(p4)と記載しています。
268	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	研修を充実させていただくとともに、スーパーバイザー的な存在も必要です。		[既に盛り込み済みです] 「○ 研修講座等により、専門性を身に付けてきた特別支援教育コーディネーターを、教育事務所ごとにエリアコーディネーターとして位置づける。」(p19)と記載しています。
269	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	指導力向上のための推進方策として、「特別支援学校や医療機関等との連携」を明記した方が良いのではないのでしょうか。		[既に盛り込み済みです] 「○ インクルーシブ教育システムの推進に向けた、小・中学校等の学校解決力の向上に寄与するため、エリアコーディネーターと特別支援学校及び特別支援教育推進員との連携の在り方を提示する。」(p28)と記載しています。
270	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	兵庫県教材バンク、視覚支援バンクなど、良い実践を共有して使える仕組みを作りたい。		[既に盛り込み済みです] 県立特別支援教育センターの【取組例】として「蓄積した実践事例を基に事例集の作成やホームページでの発信等により、活用を促進する。」(p18)と記載しています。
271	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	専門性の向上が、教職員の勤務時間内で行っていけるよう業務改善などの配慮が必要だとも感じます。	3件	[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
274	第2章 I 2 専門性の 向上	(1)	17	連携を進める上で、どの場合はどのような連携が必要なのかを学ぶ必要がある。地域、関係機関との連携、OT、PT、STをいかに使うのか等。管理職がメリットを知らないと分からない。連携が図れると先生が授業に専念できるようになる。管理職の研修では連携について学ぶ機会を設けてほしい。		[既に盛り込み済みです] 「○ すべての管理職が、共生社会の実現に向けた国の動向を把握し、「チーム学校」においてリーダーシップを発揮できるよう、教育委員会と連携して学校経営研修を実施する。」(p17)と記載しています。
275	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	学習指導要領の改訂に伴う「社会に開かれた教育課程」「地域とともにある学校」においては、県のミドルリーダー研修、年次研修等の体制に組み込んでいただくなど、県主導体制をお願いしたいと思えます。		[既に盛り込み済みです] 「○ 県立特別支援教育センターにおいては、共生社会の実現に向けた国の動向を踏まえ、経験年数や職務等に応じた、教員資質向上指標を設定し、発達障害等を含む障害種別、課題別、ニーズ別研修を体系的に実施するとともに、本県の特別支援教育の振興に資する調査研究を行い、発信する。」(p18)と記載しています。
276	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	修了後に活躍するためには、本人の希望だけでなく、教育委員会と学校長が先の見通しを持って育成することが必要です。また、優秀な人材が、1年間または2年間学校からいなくなるつらさもあります。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県立特別支援教育センターは、市町教委の協力のもと、地域や市町ごとに、小・中学校等の中核となるエリアコーディネーターを配置できるよう、計画的に育成する。」(p19)と記載しています。
277	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	エリアコーディネーターを位置づけることは、良いことだと思います。エリアコーディネーターを計画的に育成するためにも、各市町教委のみだけでなく、各教育事務所の協力も必要不可欠だと思います。		
278	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	エリアコーディネーターは学校生活支援教員(通級担当者)と兼ねないことを徹底してほしい。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
279	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	発達障害にかかる保護者の要求に応えられる支援に、学校が組織的に対応することが重要である。必要に応じて教育委員会と連携して対応することも必要である。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県教委は、小・中学校等が主体的に課題解決できるよう、エリアコーディネーターを核とした支援体制を構築する。」(p28)と記載しています。
280	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	エリアコーディネーター育成、配置については県と市の枠を越えて特別支援学校、市町教育委員会が協働で取組を進めるべきであると考えます。		
281	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	エリアコーディネーター育成は、その人任せにするのではなく、明確なミッションの形成が不可欠であると考えます。		
282	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	高等専修学校に発達障害の子が多く在籍している。個々へも支援が必要と考えている。発達障害が原因で不登校になっていくというケースが多くある。		[既に盛り込み済みです] 「発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への効果的な指導・支援方法を共有する。」(p10)等、要請があれば協力を検討します。
283	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)①	19	発達検査の実施のガイドラインについて、県で定める必要がある。		[考え方を説明します] 発達検査については、実施の目的を明確にし、専門機関において実施されています。
284	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)②	20	特別支援学校教諭免許を保有しない教員が免許取得に際して、希望すれば必ず受講できるようなシステムを構築する必要がある。	5件	[既に盛り込み済みです] 「○ 特別支援学校教員の当該障害種特別支援学校教諭等免許状保有率を2020年度までに100%にするため、関係市教育委員会と連携して、免許法認定講習の受講を促進する。」(p20)と記載しています。
289	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)②	20	特別支援学校への教員配当や人事異動においても県市間の交流を積極的に進めてほしい。		[今後の検討課題とします] 教員の専門性を高めるとともに、学校としての専門性向上にも資するものであることから、異なる校種間の人事交流は推進していきます。
290	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)②	20	特別支援学級担任の免許保有率向上に関する積極的な方策を望む。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
291	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)②	20	特別支援学校免許の保有を管理職の条件にする。		[その他] 広く教育行政に関わる課題として今後の参考といたします。
292	第2章 I 2 専門性の 向上	(2)②	20	人材をきちんと定期的に確保し、将来の兵庫の教育を安定して担って行けるよう、人事政策をとるべきであり、そうした記述があってほしい。		
293	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	スロープ、エレベーター等の設置も大切である。		[既に盛り込み済みです] 「福祉のまちづくり条例の趣旨に基づくバリアフリー化の他、今後とも地域の実情や学校園、幼児児童生徒に対応した教育環境整備を進めていくことが求められている。」(p21)と記載しているとおり、今後も必要な整備等に取り組んでいきます。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
294	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	看護師のいない学校では宿泊学習のときなど、病気のあるお子さんはいつも困っている状況が続いている。		[既に盛り込み済みです] 「○ 医療的ケアの実施体制や実施上必要な事項の検討を協議するため、教育、福祉、医療等の関係機関等からなる、運営協議会を設置する。」(p31)と記載しています。
295	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	医療的ケアの実施、といっても、学校の体制、人事の問題と様々なクリアせねばならない課題があるため、県下の学校の現在の実態を児童生徒の数ではなく、職員の数も含めてそれぞれ把握していただきたいです。		
296	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	高等学校の教員にとっては、医療的ケアの必要な生徒への対応がわからないので、大きな不安があるので、医療的ケアの必要な生徒に対する対応例や県からのサポートを、HP上にまとめたり、校長を通して連絡していただくと、理解や対応が進むかと思われます。		
297	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	医学の発展により、医療的ケア対象の児童生徒は、年々重症化している現状から、看護師の配置拡充、指導医の派遣は、児童生徒の安全の確保につながる重要事項であり、その充実度が下がると医療的ケア対象児童生徒の安全が担保できない。		[既に盛り込み済みです] 「○ 障害のある幼児児童生徒が、安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校に指導医を派遣するとともに、適切に看護師を配置するなど、実施体制等を検討する。」(p21)と記載しています。
298	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	看護師の確保は学校がしなければならず、手立てを考える必要があると思います。		
299	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	看護師の増員をするなど、医療的ケア児がスクールバスに乗れるようにしてほしいです。		[今後の検討課題とします] 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」最終まとめ(H31.2)を踏まえ、今後検討します。
300	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	タブレット端末の使い方を専門家から研修を受けたり、授業で取り入れるための研修を実施したりするなど教員がICT機器を使った教育にもっと積極的にになれるような工夫が必要ではないかと思ひます。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
301	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	高等部卒業後も学べる特別支援学校専攻科の設置を検討するワーキンググループを立ち上げてはいかがでしょうか。		[考え方を説明します] 履修すべき教育課程の基準が特別支援学校学習指導要領に示されていないことから、現行制度としては困難です。
302	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	冷暖房にかかる予算ですが、増やしてもらえないですか？		[その他] 広く教育行政に関わる課題として今後の参考といたします。
303	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)①	21	ICT機器を活用できるよう、Wi-Fi環境を整え、ストレスのない授業の実現を図ってほしい。	2件	[今後の検討課題とします] 現在、基盤となる教育情報ネットワークのサーバ群や情報セキュリティ対策システムの構築を行っています。ICT環境整備にかかる課題として今後検討します。
305	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	実態にあった教員配置をお願いしたい。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
306	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	小・中学部の実態に合った生活・学習支援員の配置をお願いしたい。		
307	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	看護師配置とあわせて、医療的ケア加配を何らかの基準で設けていただければ、医療的ケア児に対して、さらに充実した教育を提供できると思ひます。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
308	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	外部人材をより充実して呼べる体制や、予算が必要だと感じます。	13件	[既に盛り込み済みです] 「○ 肢体不自由等のある幼児児童生徒の感覚・運動機能の向上等、障害特性に応じた指導の充実を図るため、OT、PT、ST等、外部専門家の活用を促進する。」(p23)と記載しています。
321	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	施設設備の老朽化も多くの学校でものすごい勢いで進行し、子どもたちにとって安心安全な学校でなくなっている。トイレの改修などは待ったなしの課題である。		[既に盛り込み済みです] 「障害の重度・重複化、多様化等の動向を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した教育環境整備を基本とし、併せて、「県立学校施設管理実施計画」(平成28年度策定)に基づく、学校施設の長寿命化改修やトイレ改修を計画的に実施している。」(p21)と記載しています。
322	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	寄宿舎の安全対策が、パライトの設置だけでは弱く、施設の老朽化によってさらに安全対策が講じにくい。		
323	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	芦屋特別支援学校は、人工島に設置されているにもかかわらず、3階建ての校舎の屋上に避難しても、ソーラーパネルや室外機に覆われている屋上に手すりはなく、非常事態に対応できるとは考えられません。バスで避難するとは言っても、バスの運転手さんは、いつも学校近くで待機しているわけではありません。もし、人工島へ行く唯一の橋が崩壊してしまう事態になったときには、保護者も迎えに行く手段がありません。	2件	[既に盛り込み済みです] 「○ 特別支援学校における災害時の対応について、平時から近隣地域や関係部署と連携した取組を推進する。」(p22)と記載しています。
325	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	特別支援学校にとって、市町教育委員会との連携は、特別支援学校に入学・転入してくる際に環境整備の観点で役立ち、スムーズな児童生徒の受け入れにつながっていくことが期待されます。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「就学にあたって、学校及び市町教委は、まずは障害のある児童生徒を地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨むとともに、本人・保護者に対して、幼児児童生徒の健康、学習、発達、成長という観点を大切にして、十分な情報提供を行いながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図る。」(p29)と記載しています。
326	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	本校と離れている分教室にはスクールバスを1台配置してほしい。		[考え方を説明します] スクールバスは自力での通学が困難な児童生徒の通学保障のために整備していることから、分教室から本校への移動のための配置は困難です。
327	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	新たにできるエリアコーディネーターと特別支援学校のコーディネーターとの連携や役割分担のモデルを示してほしい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「エリアコーディネーターは特別支援学校のコーディネーターの助言を生かし、通常の学級における学級づくり・授業づくりや、校内資源の活用方策等について助言する。」(p28)と記載しています。
328	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	本校でも生活支援員にバスの添乗もして頂けたら保護者も安心してお任せできるのでは、と思いました。ご検討頂きたいと思います。		[その他] 県立特別支援学校の生活・学習支援員の業務として、スクールバスに添乗することはできませんが、引き続きスクールバスの安全運行に向けた体制整備に努めます。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
329	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	バスが小型になり、それに伴い支援員の数が単純に減少していくと、乗車中の重度な課題を抱える児童生徒数が多い場合、バス内の児童生徒の安全確保が非常に難しくなる現状がある。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
330	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	特別支援教育支援員、介助員について呼び名がいろいろである。児童生徒を支援するために教員との連携が必要であるが、その方法が十分確立されていないのではないかと。		
331	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②	22	教育委員会内における他局、他課との連携をより一層充実していただき、予算や運営システム等におけるハード面の県市の連携や、また市町のこれまでの実践等が県立校においても参考にできるようにお願いしたいと思います。		
332	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②		特性は個々により違って来るものであるため、特性に応じた整備が望まれる。具体的に取り組む方策についても指針を出し、真に必要とされる環境整備の推進につながるよう記述が必要である。		
333	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)②		光熱費への補助金増額。		
334	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)③	23	現状認識に沿ってハード面の対応をとっていただきたいと考えます。		[既に盛り込み済みです] 「福祉のまちづくり条例の趣旨に基づくバリアフリー化の他、今後とも地域の実情や学校園、幼児児童生徒に対応した教育環境整備を進めていくことが求められている。」(p21)と記載しているとおり、今後も合理的配慮として必要な整備等に取り組んでいきます。
335	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	学校によって環境は全然違います。予算のある市町によって環境が違うと、計画の推進にも差が出ると思います。		
336	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)③	23	肢体不自由特別支援学校幼稚部において、せめて小学部以上と同様の配置基準に準ずるか幼稚部加配を設けていただければ、地域のニーズに即して充実した教育を提供できると思います。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
337	第2章 I 3 教育環境 整備	(1)③	23	肢体不自由特別支援学校で専門性を維持するには、人事異動のスパンを他校より長くするとともに、県立や他市立の肢体不自由特別支援学校との人事交流をスムーズに行うための方策が必要だと思います。		[今後の検討課題とします] 教員の専門性を高めるとともに、学校としての専門性向上にも資するものであることから、異なる校種間の人事交流を推進していきます。
338	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	「淡路地域以外では」という不用意な記述は省いた方がよい。		[考え方を説明します] 図8(p26)にある前提条件により計算した今後の児童生徒数の推計に基づく記述です。
339	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	貧困家庭、母子・父子家庭、家庭の諸課題、DV、虐待、不登校、外国籍、集団に入りにくいなど、社会における課題をそのまま引き受けて支援を要するとして入級してきているのが実情です。この対策として、支援学級や支援学校、通教指導教室をいくら増やしても問題の解決にはならない。		[既に盛り込み済みです] 就学先については、市町教育委員会が法令に基づき、総合的な判断によって決定することになっています。引き続き適正な教育相談・支援のあり方について周知を図っていきます。
340	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	障害のある児童生徒数の動向の見直し方法が不正確であり、現実的でない。		[既に盛り込み済みです] 「○市町教育委員会と連携し、地域の実情や知的障害特別支援学校の児童生徒数の動向を踏まえた対応を検討する。」(p24)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
341	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	早急に阪神間に新たに、複数の知的障害特別支援学校の設置を望む。	70件	[既に盛り込み済みです] 「○ 知的障害特別支援学校の狭隘化を解消するための対策を検討する。」(p24)と記載しています。
411	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	特別支援学校の新設計画を具体的に盛り込むべきである。	8件	
419	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	一番の悩みはトイレの絶対数が全く足りずに、先生方は我慢されていると伺い、驚いています。できれば学校を増やしてほしい。	5件	
424	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	校区の再編も含め、過密化解消と地域交流の推進のために、尼崎市に新たな知的障害特別支援学校の設置を提案します。	4件	
428	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	居住地域に特別支援学校を建てて欲しい。居住地域に学校があれば横の連携、地域資源の活用もよりすすめられるのではと思います。		
429	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	尼崎の生徒が通いやすいところに新設校を設置し、学区変更したら、阪神間で自力通学できる生徒が増える。		
430	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	尼崎市や、明石市に知的の特別支援学校を設置することが必要です。		
431	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	芦屋特別支援学校に来ている神戸市の3中学校区の子どもをただちに神戸に返してください。また、同時に阪神間に新設校を設置してください。		
432	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	こやの里特別支援学校は、小中学部は今の校舎を利用し、高等部は民間企業や福祉も入った複合的な施設を新設するなど、共生社会にむけてモデルとなる施設、企業、学校(行政)、地域づくりを進めていただきたい。伊丹の職業能力開発校や特例子会社との連携も含め。		
433	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	芦屋に1つの支援学校という、今のままでいくのなら、校舎を増やすか、新たな学校を作らない限り、何も改善されないと思います。学校近くに広い敷地があります。そこへ小学部、中学部、高等部のいずれかを移転させて、十分に余裕のある教室と全員分の給食と、安心して利用できるトイレの確保につなげていただけませんか？		
434	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	こやの里特別支援学校は、グラウンドに仮設校舎のプレハブが建っており、体育大会のような全校行事もできず、保護者からの不満の声も上がっている。スクールバスの運行、放課後等デイサービス利用児童生徒数の増加に伴う送迎の問題等、学校規模と児童生徒数のアンバランスによる問題は山積している。		
435	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	兵庫県阪神地区における特別支援学校の過密化は憂慮すべき状況であり、児童生徒数が減少する中、特別支援学校の在籍数が増え続ける現状において、早急な対応が必要である。	4件	
439	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	新校舎かプレハブの増設をしてほしい。	4件	

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
443	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	地元に根差した小学部～高等部までである支援学校を増やしてほしい。もしくは教室が足りない場合は速やかにプレハブ教室設置などの措置を取ってほしい。		
444	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	分教室を設置する計画を実現してほしい。	2件	
446	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	教室数の確保だけでなく、トイレやエレベーターなどのことも考えていただきたい。	2件	
448	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	1日の中で過ごす時間の長い学校生活を出るだけストレスが減少され、やるべき事を集中して取り組んで頂ける環境設備等改善をお願いしたいです。		
449	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	高等学校に分教室を設置することは知的障害特別支援学校の過密化・過大化の解消にはつながりにくく、高等学校の設備を間借りする形での設置は、効果的な教育実践には難しい。		
450	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	過密化解消のため募集人数を減らしてほしい。		
451	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	県全体ではなく、地域別・市町別にデータを作成して予測を立て、推進計画を策定するべきである。		
452	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	特別支援学校の小学部、中学部、高等部をバラバラに近隣の通常学校の敷地に移転する等、大胆な行動計画が必要ではないだろうか。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考いたします。
453	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	大阪府のように高等学校普通科に自立支援コースを設けたりすることはどうだろうか。		[その他] ご意見の趣旨については今後国の動向を見ながら検討します。
454	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	例えば「小学部はA判定のみ。中学部はA・B1判定のみが特別支援学校を選ぶことができる。」のように、特別支援学校入学の基準を明確にする。		[考え方を説明します] 小・中学部への就学は、教育支援会議において障害の状態だけでなく、総合的に判断されます。
455	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	こぼと聴覚特別支援学校は、どこかの学校の分校(分教室)となることで、様々な課題が解消される。		[今後の検討課題とします] 特別支援学校の在籍児童生徒数の動向、今後の推計や整備計画等を踏まえた対応にあたって、取組の参考とします。
456	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	県立上野ヶ原と県立高等特別支援学校の体育館、プールをそれぞれの学校に整備してほしい。		
457	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	24	校内で修繕に使える予算はぎりぎりまで削られている。予算の確保ができるよう計画への明記を求める。		[今後の検討課題とします] 本計画の具体施策の推進にあたり、行財政構造改革との整合性を図りつつ、選択と集中による施策の効率性を図りながら必要な予算確保に努めます。
458	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)③	24	みかた校が開校されたが、教育環境整備が進んでいない。		
459	第2章 I 3 教育環境 整備	(2)	26	知的受入2校で、のじぎくと友生の表記となっています。もし、友生が入るなら、その下の『その他』かと思われます。		[ご意見を反映しました] 友生を「その他」に入れました。
460	第2章 II 1 関係機関	(1)①	27	学校で「気兼ねなく行ける相談窓口」を設置し問題の即決を図ってほしい。		[既に盛り込み済みです] 「すべての学校園において、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育推進の要となる。」(p19)と記載しているように、学校園の相談窓口は、特別支援教育コーディネーターです。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
461	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	スクールクラスターの考え方を生かした取組の推進といった項目を掲げ、研究成果について改めて全県に周知し、好事例の調査を行い、連携による専門性向上がいかに児童生徒の学びを高めるかについて再度普及啓発を図るべきと考えます。		[既に盛り込み済みです] 1 関係機関との連携による支援の充実の(1)教育機関との連携は、スクールクラスターの考え方を生かした取組です。
462	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	「ひょうご専門家チームや大学等外部専門家、障害種別の異なる特別支援学校の専門性を生かし合うネットワークを活用する。」とありますが、そのなかの「ネットワーク」がどのようなものを指すのかが、わかりにくいです。		[ご意見を反映しました] 「○ ひょうご専門家チームや大学等外部専門家、障害種別の異なる特別支援学校等の専門性を組み合わせ、生かし合うネットワークを活用する。」としました。
463	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	特別支援学校のコーディネーターに職員研修を依頼し、研修を受けた教職員の意識は少し変わった実感はありますが、校内支援体制の強化につながっているかどうかはわかりません。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「県教委は、小・中学校等が主体的に課題解決できるよう、エリアコーディネーターを核とした支援体制を構築する。」(p28)と記載しています。
464	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	センター的機能で地域の特別支援学校の先生に来ていただくときは、高校のコーディネーターにあまり期待せず、チームでの対応を前提としてアドバイスをいただけたら大変参考になると思います。		[既に盛り込み済みです] センター的機能の活用の【取組例】として、「個別の課題解決支援にとどまらず、他の教育機関と連携しながら、小・中学校等が学校解決力を高めるための助言・援助を行う実践を重ねる。」(p28)と記載しています。
465	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	効果的なセンター的機能の好事例の発信があれば児童生徒の支援のヒントになりますし、現場の教師たちにとってそれぞれの学校に合った解決方法を見つけ実践していくための意欲の向上に繋がると 생각합니다。		[既に盛り込み済みです] 「○ 小・中学校等が、チームとしての学校解決力を高められるよう、効果的なセンター的機能活用の好事例を発信する。」(p28)と記載しています。
466	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	アセスメントを途切れることなく行うために、スクールカウンセラーの配置、もしくは人事の配慮や人材の育成を計画的に(資格取得も含めたもの)を行う必要がある。		[既に盛り込み済みです] 「○ ひょうご専門家チームや大学等外部専門家、障害種別の異なる特別支援学校等の専門性を組み合わせ、生かし合うネットワークを活用する。」(p28)と記載しています。
467	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	「横の連携」について、機を逃さない対応ができるよう、引続き加配教員の拡充をお願いしたい。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
468	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	コーディネーターが教育相談で行っているのは助言でなく、コンサルテーションと捉えていただけるといいなと思います。外部の意見を聞く機会があるのもいいと思うのですが、判断・決定して実践する主体は学校だということがわかる記載があればいいと思います。		[ご意見を反映しました] 取組例を「個別の課題解決支援にとどまらず、他の教育機関と連携しながら、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるための助言・援助を行う実践を重ねる。」(p28)としました。
469	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	特別支援学校の専任コーディネーターの増員が必要であり、その業務をチームとして行い、若い世代へ引き継がれていく体制が必要と考えます。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
470	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	中期的に見通しを持って安定して取り組むために正規職員の率を高める必要がある。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
471	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	支援マップは周知が十分でない面もあるように感じます。今後、さらに周知が徹底されることを期待します。		[既に盛り込み済みです] 支援マップによる特別支援学校のセンター的機能の活用に加え、エリアコーディネーターを核とする支援体制の強化(p28)を図ります。
472	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)①	27	特別支援学校のセンター的機能の見直しが必要ではないか。	2件	
474	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	エリアコーディネーターについて、もっと具体的な仕事内容を明示した方がよいのではないかと思います。	2件	
476	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	エリアコーディネーターを核とした支援体制の構築については、小・中学校の現場についてはよくわかりませんが、コーディネーターの孤立を防ぐためにも良いことだと思います。		
477	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	特別支援学校や特別支援教育推進員との立場や役割の明確化が必要になると思いますので、支援体制等についてさらに具体的に提示されることを期待します。		
478	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	エリアコーディネーターを核とする支援体制の強化を是非実施いただきますようお願いいたします。また対象に高等学校についても検討いただきますようお願いいたします。		
479	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	保護者にとって分かりやすい就学指導を行うために、市教委および小中学校の支援学級担当者等との連携を進める人の配置として、エリアコーディネーターが期待されます。		
480	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	エリアコーディネーターのエリアをどのあたりで想定されているかで人選も難しくなってくると思う。		[既に盛り込み済みです] 委嘱は教育事務所ごとですが、エリアコーディネーターの育成は、「県立特別支援教育センターは、市町教委の協力のもと、地域や市町ごとに、小・中学校等の中核となるエリアコーディネーターを配置できるよう、計画的に育成する。」(p19)としています。
481	第2章Ⅱ 1 関係機関	(1)②	28	今の学校現場で、働き方改革も言われる今、誰が実施するのかという視点が全く欠けている。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
482	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	共生社会を作っていくために重要な視点であるから、実効性のあるものになるように望みます。		[既に盛り込み済みです] 保健・福祉機関との連携の前文に、「共生社会の実現やインクルーシブ教育システムの推進等の状況を踏まえつつ、障害のある児童生徒の特性に応じた指導の効果を高める体制整備が求められている。」(p29)としています。
483	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	障がいについて初めて知らされる保護者や本人の気持ちに配慮した実施を行うことが大切だと考える。また医療機関によっては、すぐに薬物治療の話を進める機関もあるので慎重に進めていただきたい。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「就学にあたって、学校及び市町教委は、まずは障害のある児童生徒を地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨むとともに、本人・保護者に対して、幼児児童生徒の健康、学習、発達、成長という観点を大切にして、十分な情報提供を行いながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図る。」(p29)と記載しています。
484	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	すべての子どもたちは地域の小学校のこどもであるというスタンスを全ての各学校職員や教育支援委員会の方々に浸透することを望む。	3件	

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
487	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	淡路島には5歳児健診があるのがいいと思った。全県での取り組みを期待する。		[既に盛り込み済みです] 市町教委と市町保健福祉部局との連携による「5歳児発達相談事業」については、平成30年度には34市町(類似の相談事業を含む)で実施されており、就学前からの相談・支援の重要性についての認識が広がっています。(p29)
488	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	就学先の決定方法を具体的に示す「手引き」を示してほしい。特別支援学級や通級による指導、学校生活支援員、介助員などについても保護者が知る方法があまりないのではないか。	4件	[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「市町教委は、市町教委と関係機関が連携した教育相談等や、本人・保護者に就学に関するガイダンスを行い、適切な情報提供を積極的に行う。」(p29)と記載しています。
492	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	22条の3に規定されている特別支援学校に就学可能なラインを県で明確にして各市町に周知していただきたい。		[考え方を説明します] 就学先決定の仕組みは、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの考え方が改められ、教育支援資料に示されている。これに基づき、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、就学先を決定することとなっています。
493	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	ガイドラインのひな型が必要になってきていると思います。		[既に盛り込み済みです] 「○ 家庭と教育と福祉との連携による一貫した支援を推進するため、国の『家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト』の報告(H30.3)を踏まえた、モデル研究を実施する。○ モデル研究の成果を普及し、切れ目ない支援体制を整備する。」(p30)と記載しています。
494	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)①	29	福祉機関の相談や支援は、どの家庭も平等に受けられるようにしてほしい。		
495	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	福祉から学校へ連携を図るのが上手ではない。放課後デイでは事業所が一方的にしてほしいことを伝えるが学校がどうしていいのかわからないところがある。学校が福祉サービスについてわからないところに入って行くので。		
496	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	横の連携については自分自身かなり有効的だと思っているが、さて全生徒となればどうなるのか心配は残る。行動問題等でデイサービス等でも困り感を抱えている件については早く実現できそうには思うが、そうでない児童生徒は・・・。		
497	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	福祉事業所との情報共有は、学校と福祉事業所の役割の違いや環境の違い、設置目的の違いなどを踏まえたうえで、家庭の役割、福祉の役割、学校の役割、といったことを確認し、子どもの力を伸ばすための連携が図れるようにしなければならないと思います。		
498	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	放課後デイサービスとの連携は、実際どのように連携していくのか検討が進まない状況です。		
499	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	子どもだけでなく保護者を含めた包括的な支援が必要な家庭について、学校と各関係機関とは定期的に情報共有をしておく必要があると思います。		
500	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	トライアングルプロジェクトは具体的にどのような形になるのか。効果的な支援とはどういうものなのか、具体的に示していただきたい。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
501	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	連携の仕組みを構築するためには、それを担当する職員が必要である。人的な措置はどうなっているのかということも併せて示していただきたい。		
502	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	トライアングルプロジェクトが、特に目新しく、また教育だけでなく子どもを中心として連携を着実にを行うために、非常によい取組と思った。		
503	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	家庭と学校と放課後活動の事業所で子どもの生活時間を分け合っているのですから、切れ目のない支援体制の構築はもっともなことです。子どもの人格形成や健やかな発達において、様々な集団があり、それぞれにその子らしい生活が送れるよう家庭と教育と福祉の連携は欠かすことができません。		
504	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	連携という面において、具体的にどのような体制が必要か、具現化していくことが大切である。		
505	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	現場の担任教師が教育支援計画の目標と手だてを考えてはいるものの、連携先の意見を収集することも無く、実際に支援計画の内容が児童生徒を取り巻く関係機関に周知されているのかも分からず、一方通行の計画を感じざるを得ないです。相談事業所によっては書面によってデイサービスの利用状況を学校に報告されるところもあるが、支援のやり取りには至っていません。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「担任等は、個別の教育支援計画の作成にあたって、医療や福祉等の関係機関の情報を反映するとともに、誰がどのように支援するのか、役割分担をする。」(p4)と記載しています。 そして、「学校園は、保護者の同意を得て、放課後等デイサービス等、福祉事業所における効果的な指導・支援について、情報を共有するケース会議等を設ける。」(p30)と記載しています。
506	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	なかなか関係機関等と接触する機会がなく、情報量が少ないのが現状です。そのため、教育支援計画の項目としては記載されているものの、支援目標等に反映が難しいです。		
507	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	福祉事業所が教育特に学校現場と比べると不安定な基盤であることから、学校教員と事業所職員との立場が対等になっていないように感じます。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。
508	第2章Ⅱ 1 関係機関	(2)②	30	「トライアングル」プロジェクトのモデル研究の成果課題等をタイムリーに各関係機関へ還元してほしい。		[既に盛り込み済みです] 「○ モデル研究の成果を普及し、切れ目のない支援体制を整備する。」(p30)と記載しています。
509	第2章Ⅱ 1 関係機関	(3)	31	「実施体制ガイドラインの策定」が推進方策として、挙げられていることは、大変ありがたく、ぜひ進めていただきたいと思います。	3件	[既に盛り込み済みです] 「○ 医療的ケアの実施体制や実施上必要な事項の検討を協議するため、教育、福祉、医療等の関係機関等からなる、運営協議会を設置する。○ 学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を作成する。」(p31)と記載しています。
512	第2章Ⅱ 1 関係機関	(3)	31	重度の子ども介護タクシー(看護師同乗)を利用して通学できるよう、予算の拡充を計画的に進めてほしい。		[今後の検討課題とします] 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」最終まとめ(H31.2)を踏まえ、今後検討します。
513	第2章Ⅱ 1 関係機関	(3)	31	県看護協会や訪問看護ステーション団体などの連携による情報提供など、人材確保に関する支援システムを構築してほしい。		[既に盛り込み済みです] 「○ 障害のある幼児児童生徒が、安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校に指導医を派遣するとともに、適切に看護師を配置するなど、実施体制等を検討する。」(p21)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
514	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	就労は福祉の場合もあるので、高校卒業後はどこが所管するかで課題がある。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「高等学校特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員等は、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への進路指導にあたっては、特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援機関や福祉サービス等に関する情報を収集する。」(p33)と記載しています。
515	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	就労には福祉と教育委員会との連携も図る必要がある。		
516	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	就労について現時点での現状と課題については的確にあげられているが、高等学校における通級指導の現状と就労に関する課題についてあげられていない。		[考え方を説明します] 現状と課題にある「発達障害等のある高等学校生徒の中には卒業後の進学先や就職先で不適応を起こし、転職等を繰り返して、はじめて支援機関等とつながるケースがある。」(p32)ので、高等学校においても通級による指導が必要であると考えます。
517	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	生徒の就労先での実習期間中、また内定が通知されるときに、生徒がどのように評価されたのか、開示がある企業もあれば、特に何もない企業があるので、実際のところ、生徒の力をどのように見られたのが不明で、指導の是非が分かりにくい部分がある。		[既に盛り込み済みです] 【取組例】 「就職支援コーディネーターは、特別支援学校進路指導担当者と連携し、生徒の就職希望の実現と、企業等の障害者理解や雇用に向けた取組を促進するため、企業等への働きかけとマッチング支援等を推進する。」(p33)と記載しています。
518	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	生徒の実態などを把握して進路指導をしている進路指導部との連携をしていくことに理解のあるコーディネーターを配置していけたら、安心した進路選択ができると思います。		
519	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	就職支援コーディネーターはどの地域に何人ぐらい配置されるのか。特別支援学校進路指導担当者の取組と重なってしまわないのか。学校独自で開拓やマッチングができなくなってしまうのか。		
520	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	就労支援コーディネーターについて、特定の拠点ではなく複数の拠点を回られる方がより有効ではないかと思います。現状、企業とのパイプができにくい地域の学校を中心にしながら幅広くご尽力いただければと思います。		
521	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	県教委の障害者雇用率の達成状況も気になります。今後の県教委の障害者雇用計画も含め、見通しを盛り込めないでしょうか。		[その他] 広く教育行政に関わる課題として今後の参考といたします。
522	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	社会や企業への理解啓発の充実を願うし、障害の重い子ども、行動障害の激しい子どもの受け入れが圧倒的に不足している現状認識を深めていただきたい。		[既に盛り込み済みです] 「○ 教育委員会と学校が連携し、企業・施設等関係者を対象とした学校公開を実施するなど、地域の人的・物的資源を活用した取組を推進する。」(p33)ことを通して、企業・施設関係者や保護者等への理解を促進していきます。
523	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	生徒の情報がどこまで伝わっているかだと思っています。特に企業は、支援計画を引き継いだとしても、実際に生徒達が働く現場にも内容が伝わっているのかがわからないのが事実です。		

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
524	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	引きこもり防止を学校段階で考えていく必要がある。		[ご意見を反映しました] 【取組例】 「高等学校特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員等は、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への進路指導にあたっては就職後の生活を見据えた適切な助言ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援機関や福祉サービス等に関する情報を収集する。」(p33)としました。
525	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	教育支援計画や移行支援計画は、縦横連携して切れ目のない一貫した支援を受けるには大切なものです。なので、生徒達のためにも県もしくは地域学校での書式や項目を統一していくことが望ましいと考えています。		[今後の検討課題とします] 個別の教育支援計画等の様式の統一を求めるご意見もありますので、今後の検討課題とします。
526	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	個別の移行支援計画を、進路先の現場で活用ができるものにし、啓発していく必要があると思います。		
527	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	拠点校の就労支援コーディネーターの配置にとどまらず、市立・県立特別支援学校に進路加配も設けていただければ、縦横の連携がより推進されると思います。		[考え方を説明します] 教職員の増員については、国における計画的な定数改善が不可欠であることから、国に対してその必要性を訴え、粘り強く要望・提案していきます。
528	第2章Ⅱ 1 関係機関	(4)	33	卒業生が不適合を起こしそれに学校の元担任団がフォローを行っています。卒業後の情報を集約して知らせることは、教員の負担軽減にも繋がることだと思います。		[既に盛り込み済みです] 「「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正(平成30年4月文部科学省通知)が行われ、①「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する高等学校等との連携の強化」(p32)が進められています。
529	第2章Ⅱ 1 関係機関	(5)	34	そもそも、地域の学校で一緒に学ぶことができれば、特段、地域での理解の取り組みや周知するための取り組みなんて必要ないと思います。		[その他] 平成24年7月中教審報告によると、 ○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。 ○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。
530	第2章Ⅱ 1 関係機関	(5)	34	地域住民や保護者と連携する場として、地域の子供会や民生児童委員の活動、PTA活動、ボランティア団体などの活動の中で障害の理解啓発のための活動が位置づけられないか。	3件	[ご意見を反映しました] 「○ 特別支援学校は地元の自治会やボランティア団体等の関係団体との活動を通じて、特別支援教育の理解促進を図る。」(p34)を追加しました。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
533	第2章Ⅱ 1 関係機関	(5)	34	警察機関との連携も必要であると感じています。警察機関との連携は、現場ではある意味タブーとされている部分があり、何か問題が起こった場合でも連携がしにくい雰囲気があります。具体的に連携するものの中に記載していただくと、それを根拠に連携を進めることができるかもしれません。		[既に盛り込み済みです] 生徒指導における警察機関との連携は既に進めています。
534	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	○生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる取組の推進は、卒業後の学びや交流の場をつくる取組の方がわかりやすい。		[考え方を説明します] 取組の中には在学中に行うものを含みますので、「生涯にわたる」としました。
535	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	「部活動」を推進していることを(写真入りで)盛り込めないでしょうか。		[ご意見を反映しました] [現状と課題]に、「運動部、文化部の部活動に参加し、好きなこと、得意なことを見出した生徒の中には、卒業後も活動を続け、社会参加の礎としている者もいる。」を追加しました。
536	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	「理解の促進」あるいは「理解をはかるための情報共有」ではないかと思えます。「理解啓発フォーラム」も同様です。「共生社会の実現をめざす県民(あるいは地域)フォーラム」などが適切かと思えます。		[ご意見を反映しました] 「理解啓発フォーラム」を「県民フォーラム」としました。 その他も、替えられるところは「理解啓発」→「理解促進」に変更しました。
537	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	知的障害がある生徒たちのスポーツや文化活動について、もっと県教育委員会は力を入れていただきたいです。		[既に盛り込み済みです] 「○ 障害のある幼児児童生徒が、学習、スポーツ、文化芸術等の得意分野の能力を開花させ、社会の中で誇りを持って活躍できる可能性を広げられるよう、多様な社会資源を活用した取組を促進する。」(p36)と記載しています。
538	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	青空市場は、地域の方がより沢山訪れる日に、また地域の人と一緒にいける機会に行う方がより良いと思います。		[既に盛り込み済みです] みんなのアート展や県立特別支援学校高等部作品販売会(青空市場)の開催等については、「○ 障害のある幼児児童生徒が、学習、スポーツ、文化芸術等の得意分野の能力を開花させ、社会の中で誇りを持って活躍できる可能性を広げられるよう、多様な社会資源を活用した取組を促進する。」(p36)と記載しています。
539	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	アート展、青空市場は、引続き、生徒のよさを発信できる場として、無理のない形で充実を願っています。		[既に盛り込み済みです] 「○ 地域住民と連携・協働して学校を運営する仕組みについて検討する。」(p34)と記載しています。
540	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	みんなのアート展、青空市場は、地方開催も考えてほしい。		[既に盛り込み済みです] 中学校、高等学校段階への進学における適切な進路指導については、「○ 教育委員会は、担任等が本人・保護者の意向を十分聞き取り、本人・保護者が将来に見通しが持てる正確な情報を提供できるよう、また学校が組織的な対応を計画的に進められるよう、先行事例等をもとに助言する。」(p9)と記載しています。
541	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	例えば、自然災害の際の避難所開設要請に対し、市町との円滑な関係を構築したり、備蓄品を助成したりするなど、県当局による様々な支援・サポートが求められる。		[既に盛り込み済みです] 先生にも周りの親御さんにも特別支援教育を必要とすることもたちへの理解を持っていただきたい。支援のあり方も個々に寄り添ってもらえるとありがたい。
542	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	特に特別な支援を要する児童生徒の保護者に対する理解啓発が重要と思えます。早めに進路選択のための進路指導に関する情報を伝えておくことが、高校進学時に中途退学に至らずにすむことにつながっていくと思われます。		[既に盛り込み済みです] 先生にも周りの親御さんにも特別支援教育を必要とすることもたちへの理解を持っていただきたい。支援のあり方も個々に寄り添ってもらえるとありがたい。
543	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	先生にも周りの親御さんにも特別支援教育を必要とすることもたちへの理解を持っていただきたい。支援のあり方も個々に寄り添ってもらえるとありがたい。		[既に盛り込み済みです] 「○ 障害者理解、多様な人々が共に生きる社会の実現についての理解を深めるため、PTAや教員、地域住民等を対象としたフォーラムを開催する。」(p35)と記載しています。

No.	分類	番号	ページ	意見	件数	対応
544	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	HP、SNSを活用した情報発信ができないだろうか。		[既に盛り込み済みです] 「特別支援学校のホームページでは、幼児児童生徒の日々の活動をブログ形式で掲載したり、長期休業中などには特別支援教育に関する公開講座を開催したりするなど、県民に対して特別支援教育に関する理解の促進を図っている。」(p34)と記載しています。
545	第2章Ⅱ 2 理解啓発		35	社会教育の視点からのアプローチが薄いように思えます。社会に対しての啓発をいかに行うかも課題として取り上げるべきです。		[今後の検討課題とします] 本計画に基づいた具体的な事業計画の検討において参考にいたします。